

第百二回 参議院法務委員会 會議録第七号

昭和六十年四月十一日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月四日

辞任

竹山 裕君

柳川 覺治君

秋山 長造君

四月十一日

辞任

園田 清充君

徳永 正利君

補欠選任

河本嘉久蔵君

石本 茂君

寺田 熊雄君

補欠選任

出口 廣光君

吉川 芳男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

大川 清幸君

海江田鶴造君

小島 静馬君

寺田 熊雄君

飯田 忠雄君

土屋 義彦君

出口 廣光君

名尾 良孝君

吉川 芳男君

小山 一平君

橋本 敦君

柳澤 鍊造君

中山 千夏君

政府委員

法務大臣

法務大臣官房長

法務省民事局長

岡村 泰孝君

枇杷田泰助君

法務省刑事局長 寛 榮一君

法務省矯正局長 石山 陽君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務 小野 幹雄君

事務局局長

事務局側

常任委員会専門 奥村 俊光君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○証人等の被害についての給付に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出)

○電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化

のための措置等に関する法律案(内閣提出、衆議

院送付)

○委員長(大川清幸君) ただいまから法務委員会

を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四日、秋山長造君、柳川覺治君及び竹山裕

君が委員を辞任され、その補欠として寺田熊雄君、

石本茂君及び河本嘉久蔵君が選任されました。

○委員長(大川清幸君) 理事の補欠選任について

お諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて

おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま

す。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(大川清幸君) 異議ないと認めます。

それでは、理事に寺田熊雄君を指名いたします。

○委員長(大川清幸君) 証人等の被害についての

給付に関する法律の一部を改正する法律案を議題

といたします。

本案の趣旨説明は、去る三月二十八日の委員会

において聴取いたしておりますので、これより質

疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 前回の委員会で法務大臣からこの

法律案の提案理由の説明がございました。その説

明書の中に「いわゆる過激派裁判等を契機として、

裁判所又は裁判長によつて被告人に付された国選

弁護人の弁護方針と被告人等の裁判への対応方針

の相違等から国選弁護人がその身体に害を加えら

れ」るような事態が発生していることにかんがみ

という御説明があるわけですが、私も、私も

弁護士の一として、依頼者と事案の見方

があるとか、あるいは特に防御の方針について意見

が異なる場合に非常に苦慮することが多いござい

ます。その場合、私選弁護、民事でもこれは自分で

依頼者との間で契約を結んだという場合には、も

うどろんと辞任してしまうということでの問題

の解消を図ることが可能でありますけれども、

も、国選弁護人の場合は裁判所から特に命ぜられ

てその地位についておるわけでありまして、した

がつて、直ちに辞任をなさなければならない事情が

あるわけでありまして。

その場合に、自分は辞任したいと思うときに、

その辞任の理由が正当なものであるかどうか、辞

任が裁判所によつて認められるかどうかという点

で若干迷う場合があるわけでありまして、また事

実裁判所が解任してくれないという場合も判例の

中には見受けられるわけでありまして、いかなる場

合が辞任を正当とする事由となるのか。これ、法

務省の刑事局長、最高裁判所の刑事局長、お二方

ともいらつしやるわけですから、これについての

御見解をお伺いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 国選弁護

人が選任されて、被告人との間で弁護方針ある

いは法廷の活動等をめぐつていろいろ対立する

という事例、これは特に昭和四十年代のい

わゆる学生事件というものがあつたときに

非常に先鋭化した問題であつたかと思ひますが、

結局はそれを認めるか認めないかということ

個々具体的はその裁判所がその実情に応じて決

することでございますが、今までに裁判所の判例

などにあらわれましたところを見ますと、例えば暴

行脅迫というような、弁護人に対して差し迫つた

危害を加える、そういうおそれがあるというよう

な場合には解任するのめやむを得ないというよう

に認めている場合が多いように思われます。

ただ、そこまでのいかないで、単に弁護方針が対

立したというように、要するに自分たちは弁

護人に法廷には出てほしくないというようにな

ことを強く要求する、弁護人としては弁護人の職責上

法廷には出ざるを得ない、しかし法廷に出ること

はそれは審理の進行に協力することになるので、

それは困るのだというように強い要求を受けたと

いうようなことで、非常に弁護人の立場上困つた

という事例があるようでございますが、そういう

事例につきましても弁護人の立場というものはよ

く理解できるけれども、しかしそれはやはり弁護

人の職責にかんがみて、やっぱり国選弁護人とし

ての職責を尽くしていただくべきであつたという

ようなことで解任をしなかつたという例が多いよ

うに見えております。

○政府委員(寛榮一君) ただいま最高裁からお答

えのあつたとおりに考えております。単に意見の

対立があつた、あるいは方針が違つたという程度で

直ちに正当な事由で辞任ということになります

と、やはり弁護人の職責ということから考えますと、ちよつと早いというと変ですけれども、まだ足りないのではないかとこのように私も考えております。

○寺田熊雄君 今、両局長のおっしゃったのが大体大部分の判例の指し示しておるところのように思いますが、私もその判例を読みまして、ちよつと弁護人の実務経験とこれ非常に距離があるのではないだろうかというふうに考えざるを得ないんです。

というのは、被告人と弁護人が意見を異にしまして、被告人は無罪だと言う、弁護人は有罪だと記録を読みまして考えまして、それはやはり弁護人としては依頼者の利益を守るというそのことによって「国の刑事司法に貢献するのであつて、何でもかんでも自己の正義感を貫いて、被告人と違つたことでも構わない、言つてしまふんだ」と、被告人が無罪と言うのに弁護人が有罪であるというようなことを言うことは、やはり弁護人として弁護人のモラルに反するのではないだろうか。したがつて、被告人と弁護人との間の防衛方針に関する意見が対立した場合には当然辞任すべきであるし、裁判所もそれを容認して解任すべきであると私は考えておる。必ずしも被告人から重大な侮辱を受けるとか暴行を受けるとか、あるいは脅迫を加えられるとか、そういうようなことだけに限局するのは不適当であると私は考えるんです。

これは最高裁判所の五十四年七月二十四日の判決に「被告人が国選弁護人を通じて正当な防衛活動を行う意思がないことを自らの行動によつて表明したもの」と評価すべきときは「裁判所が国選弁護人の辞意を容れてこれを解任してもやむを得ない」という判例がありますね。それから、「国選弁護人は私選弁護人のように被告人との信頼関係を地位存続の本質的要素とするものではなく、裁判所によつて選任され、法律専門家としての立場から被告人の正当な利益を擁護することにより刑事司法に協力するという公的性格を持つもので

あるから被告人が弁護人の弁護を受けることを拒否し、弁護人も「辞任の意向を表明したから」といつて直ちに右弁護人を解任しなければならぬものではない」という、これは東京高裁の五十四年一月二十四日の判決もある。それからまた「弁護人は、被告人の正当な利益の擁護者であつて、被告人の主観的利益の単なる代弁者ではないのであるから、被告人の主張、要求するところがないもので、それに固執することが被告人に不利な結果をもたらすと考えられ、その旨被告人を説得しても被告人がこれを聞き入れないような場合には、被告人の意思に拘束されず、被告人の正当な利益を擁護するため独自の弁護活動を行うことが要求され」という、これは大阪高裁の五十六年十二月十五日の判決がある。

つまり高裁段階では、必ずしも被告人との信頼関係が地位存続の本質的要素とは言えないとか、あるいは被告人の正当な利益の擁護者であつて、被告人の主観的利益の単なる代弁者ではないといふようなことで辞任を正当としないという見方と、それからまた最高裁判所のように、国選弁護人を通じて正当な防衛活動を行う意思がないことをみずからの行動によつて表明したものと評価すべきときはその辞意を入れて解任してもやむを得ないという、その積極、消極と見られる二つの流れがあるように思ふんです。私は、やはり被告人と弁護人との意見が対立する、事件の見方について、とりわけ防衛の方針について意見が対立したときは、当然辞任の正当な理由があると認めて解任すべきであると考えますが、この点いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 弁護人の立場としてはいろいろお苦しいことがありだといふことは私も十分理解できるわけでごさいます。どういふ場合にどうしななければいけないかということは、まさに先ほども仰せられましたように、ある意味では弁護士倫理の問題でもあらうかと思ひますので、私どもとやかく申し上げるわけにはいきませんが、ただ、裁判所の側から見ま

すと、やはりある意味では国選弁護というものは専門的な知識を持ったそういう方をつけて被告人の立場を守つてあげるといふことにあるわけでごさいます。やはりそれは被告人の余りわがままといふようなことはいかかたものであるのか。

これは私選弁護人と違ひまして国選弁護というものは多くの弁護士さんの中から要するにそういう資格のある方についていただくといふ、そういうことで被告人の権利擁護といふことを図らうといふ制度でございまして、個々具体的に一々被告人が弁護人と弁護方針がどうであるとか、あるいは信頼関係がどうであるとかいふようなことになりまして、被告人の気の緩む弁護人に当たるとなると、そういうようなことが許されるのだから、やはり国選という法の保障している弁護制度といふものは、要するに資格のある弁護人の専門的な立場から、あるいは経験に基づいたそういう権利擁護を受けられるのだといふことで十分ではないか、それ以上のことはやはり被告人としてはわがままではなからうか。しかし弁護人が非常に危害を受けるとか、そういうようなことになりまして、これは裁判所としても弁護人にお気の毒でともそういうことは看過できない、弁護人が辞任されたといふのもやむを得ないといふようなことで解任を認めている、こういうことではなからうかといふふうに考えているわけでごさいます。

○寺田熊雄君 いかに弁護人が辞任をしたいと思つて辞任届を出したとしても、国選弁護人の場合は裁判所が解任していただけるまではその国選弁護人たる地位といふものは消滅しませんので、大変そここのところが国選弁護人にとっては苦しいわけでありまして、なお、いろいろこの方面の著書を見てみましても、弁護士である人の意見と裁判官の意見とはやっぱり多少違ふようですね、著書を読んでみましても、私は、被告人との意見の相違が防衛権の行使に関するものである場合、そして到底底面満な弁護権の行使が不可能と考えられる場合

は、これは裁判所が解任を認めるべきであると考へておるのでありますが、これは意見の相違になりますのでこの程度にしておきます。

それから、この法律の適用の問題ですけれども、例えば証人なり参考人は、その証言が自己に非常に不利な証言であつたといふことで憤慨をして被告人が証人の証言終了後にこの証人を襲つて危害を加えたといふ場合でも、これはこの法律の適用があることはこれはもう言うまでもありません。ところが国選弁護人の場合は、ずっと弁護活動が続けてきた、ところが中途において被告人と意見が異なる、信頼関係が断絶してしまつた、そこで辞任を申し出る、解任されるという、解任されたら国選弁護人でなくなりまして、地位が失われる。その後に危害を加えられた場合はどうなるのか。つまり国選弁護人として職務を行つた、その期間における行為が自己の有罪の一つのきかけとなつたといふふうに恨みを抱いた被告人あるいは被告人の身内の者が、その国選弁護人の解任された後に国選弁護人を襲つて危害を加えた場合は、この法律の適用があるのかどうかという問題がありまして、これはどうでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) 結論から申し上げますと適用があるといふことにならうかと思ひます。その理由といたしましては、この法案の第三条に、今寺田委員御指摘のとおり「国選弁護人がその職務を行い、若しくは行おうとしたことにより、」国選弁護人が「他人からその身体又は生命に害を加えられたとき」といふことでございまして、国選弁護人であつた当時、国選弁護人としての職務を行ひまして、それによつて、そのことを原因として、その後国選弁護人を解任された後に被害を受けたといふ場合でございまして、この三条の規定によりまして、その間に因果関係が認められる限りにおいては、その後何年たつた後でもやはり本法の適用があるといふふうに考へております。

○寺田熊雄君 なるほどね。これは第三条の解釈として国選弁護人が解任された後の被害であつて

もやはり適用がある。これは非常に結果的には結構なこと、もしそういう事態があった場合には刑事局長の答弁が当然これからの一つの基準になるでしょうから、これは大変結構だと思います。

それから、この法律の中に国選弁護人の被害を受けた者を挿入すべきかどうか、あるいは単独の立法でこれを規定すべきかどうかという点では随分前から議論がありましたね。これたしかこの法律の給付金額の引き上げを行ったのが昭和五十七年でしたか。そのときに既にもう日弁連、最高裁、法務省の間で三者協議が行われておりまして、そのときにこの国選弁護人の被害の問題をどうすべきかということが三者協議の議題になっておったように思うんですけれども、それが六十年まで立法的な方法についての解決が得られないで、今回これがこの法案の中に挿入されたというのはどういう事情に基づくのか。それをちょっと説明していただきたいと思うんです。

○政府委員(寛榮一君) この今回の改正で国選弁護人に対する被害補償を加えることになったわけですが、そのもととは申しますと、昭和五十三、四年ごろ過激派の裁判で弁護人と被告人との争いが非常に生じまして、その関係で国選弁護人の選任が非常に難しくなったというような事情がございます。

そういうようなことで、御指摘の三者協議会で刑事裁判のあり方という点について協議を重ねておったわけですが、昭和五十四年の三月三十日の三者協議会の協議の結果によりまして、三者それぞれこういうことを今後行うということが取り決められて、その一つに国選弁護人の被害補償についての立法を法務省で検討し、その成立に努力するということが定められたといえますか、お互いの中で取り決められたということでございます。その後、主として日弁連と私どもの間、もちろん裁判所も加えました三者の間でこの立法について協議を進めてまいったわけでございます。

その間、やはり日弁連の方の希望としては御指

摘の単独立法が望ましい、その単独立法が望ましいという理由として、やはり補償の内容につきましては補償の範囲を広げる、あるいは金額もこの証人被害給付法よりも高くするというようなことが理由になりますけれども、単独立法をお願いしたいという意向は強く出されておりました。その五十四年三月以降、その辺を中心に話し合いをし、私どもの方でも鋭意検討を続けておったわけでありました。

ただ、今の日弁連の希望については、その御希望はごもっともなことかと思えますけれども、これをいざ立法化する場合にはいろいろな難点がございます。ほかの補償関係の法律との均衡とか、あるいは被害補償についての範囲とかという点で、結局結論としてはこの証人被害給付法の中へ国選弁護人を入れる改正を行うということと日弁連の方でも納得をされまして、その結果その後立法化の作業を行った、そして今日にいたったという経緯でございます。

○委員長(大川清幸君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、徳永正利君及び園田清充君が委員を辞任され、その補欠として吉川芳男君及び出口廣光君が選任されました。

○寺田熊雄君 今の御説明で大体のところはわかりましたが、補償金額をもっと一般の証人等と比べて国選弁護人の場合は引き上げろというのはよくわかりますが、補償の範囲を広げてほしいという要求があったというのは、それはどういうことでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) 日弁連の方のお立場としてはできるだけ金額も高く範囲も広くという御希望になるわけですが、その一、二を申し上げますと、対象の被害者、この証人被害給付法ではやはりその当該証人なら証人とその近親者ということになっております。これに對しまして日弁連側の方の当初の御希望は、そのほかにやはり

弁護士事務所の事務員、害を受ける場合事務員が害を受けることもある。あるいは同居の弁護士、弁護士事務所が複数以上の弁護士さんがやっておられる場合、その同僚弁護士が害を受けることもあり得るというようなことで、その人的範囲の拡大という点、それからさらに被害の種類と申しますか、証人被害給付法によりまして生命、身体に害を受けた場合に限られております。これに對しまして日弁連の方では身体、生命の被害に限らずに物的損害、物を壊されたとか焼かれたとか、そういうような物的損害、さらには精神的な損害というふうなものも含むべきである、あるいは含む方が望ましいという御意見があったわけでございます。

○寺田熊雄君 これは昭和五十七年四月十五日の法務委員会会議録第八号の中に、これは公明党の小平議員がこの問題について随分詳しく質問なさって当時の前田刑事局長が非常に詳しい答弁をしておられるわけです。今刑事局長が言われたように当時の刑事局長も「立法技術」といっていろいろの方法が考えられると思うわけですが、独立の法律をつくるということもございまして、また国家公務員災害補償法のような、それを準用するようないことも考えられるわけですが、もし「またこの証人等の被害についての給付に関する法律の中に盛り込むことも」考えられるわけでございます。その点につきまして一長一短実はございまして、日弁連の御意向によってもなかなかうまくはまりにくい点があるわけですが、「云々」という答弁をしておられるわけでありまして。

これは独立の立法によつてはなぜできなかったのだろうか。私も実はこれは証人と国選弁護人とを同一のレベルにおいて考えるということは必ずしも実態にそぐわないような感じもするわけですが、独立の法律による方が立法技術としてもまさると私は考えるんですが、これができなかったのはどういふわけなんでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) その点もこの三者協議あ

るいは日弁連との交渉の過程でいろいろ議論がなされたわけでございます。先生御指摘のように証人等とそれから国選弁護人、よく弁護人というのは訴訟法上の地位も違うし社会的地位も違うというふうないろいろなことが議論されたわけでございますけれども、やはり国選弁護人あるいは証人という者につきまして刑事司法に対する協力者であるという点では同じ共通しておるのではないかと、ということで、それを区別する理由もちょっと見当たらないのではないかと。また、ただ収入の点とかその他で証人と違うという議論がなされたわけでございますけれども、証人といつても大抵の社長からそうでない収入の少ない人まで千差万別あるわけでございますし、それと比べれば弁護士の収入はそれが高いといふことは言えようかと思えますけれども、それを区別して全然別の法律で別の体系にするというほどの差が果たしてあるのだろうかというふうなこともございまして、やはり刑事司法に協力した者に対し、その被害を補償することによって刑事司法の円滑なる運営を図りたいという趣旨は共通であるわけでございますから、その他の例えれば収入の差という点としまして、現実にはその被害が発生した場合の運用の中で当然考慮されるべきことはもう言うまでもないと思えますけれども、法律の中でそれを明確に二本立てとし区別するまでの必要はないのではないかと、ということから、結論としてこのような立法に落ちついたと承知しております。

○寺田熊雄君 それから、今局長の御説明の中にありましたが、日弁連としては弁護士が受けるであろう物的被害についても補償なり給付を考へるべきじゃないかという意見だったという点がありましたが、私も考えるんですが、例えば非常に過激な連中が国選弁護人に危害を加えるという点とも、もちろん当時は考えられたわけですが、同時に国選弁護人の住んでおる家屋に放火をするというふうなこともその当時考えられたと思うんですが、したがって、この中にやはりそういう手段による被害についての補償なり給付ということも

考えるべきではなかったのだらうかと思ひます。それができないというのでしたら、それは証人等についてそういう規定がないことのゆゑに国選弁護人の場合も横並びにさせられたわけで、やはり単独の立法にしたならば、そういう被害についての規定もなし得たのではなからうかと思ひます。これはどう考えられますか。

○政府委員(寛榮一君) 証人につきましても、あるいは国選弁護人につきましても同じことが言えるかと思ひますが、その損害というものは物的損害あるいは精神的損害まで広い意味では損害になる。それをどの範囲で補償するかというところは、一つは政策的な問題であらうかと思ひますが、やはり適正な刑罰権を実現するという刑事政策的な見地から、被害の補償を図る場合にはその被害のうち重大な被害である身体または生命に害を加えられた場合に限り一定額の給付を行うというふうな証人等被害でもされたわけでございます。あるいはもう一点はほかの補償等の制度がたゞあるわけでございまして、その制度との均衡を見ましても、直ちにそこまでいく、補償するということは均衡を失する面があるのではないかと。さればといつて国選弁護人に関する部分だけを特別立法でした場合に、その部分だけが、その部分といひますか、国選弁護人に関する部分だけを他の補償関係の規定、制度と比べて格段広く補償するといふだけの実質的な必要性というものが説明できるかどうか、やはり同じことになるのではないかと。身体または生命に対する被害に限定したというふうな承知しております。

○寺田熊雄君 一國の刑事司法に対する協力者が、その協力をしたことによって乱暴な者からいろいろな被害を受ける、そのときは主として暴行であり重大な被害であつたわけですね。したがつて、それをとらえて被害を補償するという結論になつたと思ひますが、しかし今お話ししましたように、十分他の物的なものに対する被害といふことも考えられる。暴力団などは御承知のようににやたらにお店に乱入してお店の物を壊すなん

といふことも今までに幾多実例があつたわけでありまふ。最近ではできるだけ国家はいろいろな国民の困窮に対して面倒は見ない、小さな政府のほうがいいんだといふような財界の哲学が支配されておりますので、なかなかそういう被害補償というものを制度化することは困難であると思ひますけれども、本質的にはそれが望ましいと思ひます。大臣はどんなふうにお考えになりますか。

○國務大臣(嶋崎均君) 今回の規定の改正、今まで御説明申し上げたようなことでございまして、やはり心理的なところからあるいは物的な被害といふような分野の問題にまで補償の対象を広げるといふことは、一つはよそのいろいろな制度とのバランス問題といふのがあるだらうと思ひます。それからもう一つは、世上一般のいろいろな仕事をやっていきました、やっぱり物的な被害に關連する場合と身体そのものの問題との間にはおのずから対処の仕方も方法的な違いもあるように思ひます。そんな意味から、特にそれらの問題を取り上げて整理をするといふことは、實際の問題としてなかなか難しいといふようなことで整理をせざるを得ないのだらうといふぐあいに判断をしておるわけでございまして。

○寺田熊雄君 確かに他の制度との比較均衡の問題もありまふし、何よりも大蔵省の存在があつて、これは刑事局長も余り表面おっしゃらなかつたが、これが實際は一番の難関で、なかなか被害の範囲といひますか給付の範囲を広げるといふことは事実上困難であるといふことは私もよく知つてゐるんですが、ただ、できるだけ合理的なものであつてほしいと私は考へて、そういう提案をしてみたくてあります。

それから、この法律の、もう既に法律化してゐる部分の第四号の一号であるとか、五条の四号、五号であるとか、これは加害者と被害者が親族関係にあるときは給付を行わないと規定がございまして、もつとも四号の方は行わない「こと」ができる。といふのでありますから、法務大臣の裁量の範囲にそれが入つておるわけでありまふが、五条

の四号、五号の方はちよつとこれは裁量の余地のないような規定になつておるわけでありまふ。しかし考へてみると、これはいつの時代でもそうなんではしうけれども、親子であるとか兄弟であるとか、そういう親族関係があつてもなおかつ傷つけ合う事件が頻発するわけで、ことに夫婦関係などは、これはまだ離婚しない間でも厳しい敵対関係にある男女といふようなものも現実にあるわけでありまふからして、一概に親族関係にある場合には給付を行わないといふ考え方には疑問が生ぜざるを得ないわけでありまふ。それはケース・バイ・ケースで、刑事局長が補佐をし法務大臣が決定するといふことではないかと思ひます。

○政府委員(寛榮一君) 御指摘のように、四条につきましても裁量でその「全部又は一部をしない」ことができる。となつており、五条の方はそういう裁量の余地がないといふことになつております。五条についてだけ申し上げますと、その給付を受けるべき遺族が加害者と親族関係にあるような場合、そこまでも國が補償を行うといふことは健全な社会通念あるいは国民一般の法的感情からして納得しがたい面があるという理由で制限を加えておるわけでございまして。しかし、その趣旨は四条についても同様のことが言えるわけでございまして、五条の方が裁量がないという点については、将来の問題として具体的な案件の実態に応じてさらに検討をしたいといふふうな考へております。

○寺田熊雄君 これは大臣、あなたの最高の補佐役である、まあ最高かどうか知らぬが、補佐役である刑事局長があつたにせよ、五条は裁量の余地がないといふのはちよつとおかしいのです。また事実問題として、こつちうふに給付を行わないことが現実の事態に合わないといふことが私は必ずあり得ると思ひます。しかし、これも刑

事局長が言われたように、大臣も念頭に置いてくだつてひとつ考へていただきたいと思ひます。

○國務大臣(嶋崎均君) ただいまの刑事局長の答弁のように考へていきたいといふふうに思つておるわけでございまして、過去のいろいろな事例等の集積の中からいろいろな判断をしてみまして、今のようなところで現段階は整理できるのじやないかといふようなことで整理したものであると考へておるわけです。

○寺田熊雄君 そういう実例が今までになかつたのかもしれないけれども、十分あり得ますから、これは考へてください。

それで、国選弁護については給付をした実例はないようです。しかし、あの当時の我々の常識では国選弁護人が現実に被害を受けたように聞いておつたんですが、この点はどうでしょう。刑事局長の方で把握しておられますか。

○政府委員(寛榮一君) 国選弁護人がその職務に關する關係で生命、身体に被害を受けたという事例につきましましては、私も承知しております。一件でございまして、昭和五十三年ごろの強盗殺人等被告人の国選弁護人が被告人の支援団体等七、八名から国選弁護人を早くやめろといふようなことを言われ、暴行を受けて手にけがをされたといふ事案があつたと聞いております。ただ、このときはどれぐらゐのけがであつたか、それ以上当該被害者の方が被害を申告されてもおりませんので、それ以外の詳細はわかりかねるわけでございまして。そのほかの事件についてもあるかもしれないんですが、やはりこつちう法律もまだないわけにございまして、弁護人の方で特にこれを表したにせよとかいふことがあるいはなかつたせいかもしれないんですが、この一件だけしか承知しておらないところでございまして。

○寺田熊雄君 国選弁護人については実例が一件だつたようでありまふが、ただ給付請求がないので給付をしなかつたといふことのようにありまふ。

証人の場合は、これは五十九年版の犯罪白書を見ますと、その七十一ページに「この法律は、昭和三十三年から施行されているが、その給付状況を見ると、三十六年に二件、三十九年に一件、四十四年に一件、五十八年に一件となっている。五十八年の事例は、公判廷で証言中の証人が被告人によって顔を殴打されて全治六日間の怪傷を負わされたもので、療養給付金五千五百円が支給されている。」、こういう記述があるわけでありすが、これ以外にはないわけですか。

○政府委員(寛榮一君) 今御指摘の五件でござい
ます。
○寺田熊雄君 それから、どうも我々のいつもの癖で、一体これは諸外国ではどういふふうになっているんだらうか。今いろいろこの法案の批判であるとか、それから法案のある意味で言えれば欠陥であるとかいふことを若干指摘してみたいんですが、諸外国ではどうなっているんだらうかと我々の癖で考えるわけですが、これはどうでしょう。

○政府委員(寛榮一君) この種の法律について諸外国で同種のものがあるという事は承知しております。したがって、諸外国で同種のものがあるかと言われれば、私どもの知る限りはないというふうにお答えせざるを得ないかと思ひます。

○寺田熊雄君 私は今ちょっと聞きそびれたんですが、諸外国には同種の法律はないとおっしゃったんですか。その諸外国というのは、大体あなたのお調べになったのはやっぱり民主主義国家なんではないか。

○政府委員(寛榮一君) 可能な限り世界各國と申し上げたいところですが、通常は西歐諸国、アメリカも含めですが、あるいはアジアの主な国ぐらゐが、この法律に限らず一般にその国の法律制度について調査をいたしておるところでございいます。

○寺田熊雄君 諸外国にないとなると、日本の官僚は極めて優秀だ、またヒューマニズムの精神に

富んでおるといふことにならざるを得ないわけだ、ちよつと意外であつたですね。

それから、この法案の執行に關して毎年予算額を十萬圓といふふう計上してありますね。これはもちろん不足がある場合は予備費によるというのでしようが、何らか十萬圓計上というの理由があるわけですか。

○政府委員(寛榮一君) 十萬圓という金額はどうかわかりませんが、御指摘のように、項、法務本省、目が証人等被害給付金といふことで、五十九年度予算でも十萬圓計上されております。

先ほどお答え申し上げましたように、過去三十六年以來五件しか発生いたしておりませんので、しかしいつ発生するかわからないといふことで予算の目としては設けてあるわけですが、現実に被害が発生いたした場合には、恐らく十萬圓で賄ふ場合は少ないのではないかと思ひますが、その場合には特別の増額の予算措置が講ぜられてきておりますし、今後ともそういうことにならうかと思ひます。一応そういう性質の予算で予算額として掲げる場合に十萬圓といふのが割合多いのじやないかといふ気がいたしております。

○寺田熊雄君 それから、この法律ができましたときには、同時に証人威迫罪が刑法に挿入されたようでありすが、これは両者相伴つて立法の世界に上つてきたわけでありすが、實際、証人に對するお礼参りといふのか、お礼参りといふのはいろいろあるんで必ずしも証人威迫罪の構成要件を充當するとは限らないし、また起訴されとも限らないと思ひますけれども、この被害件数をちよつと裁判所と法務省で御説明いただけますか。

○政府委員(寛榮一君) 事件になつたものについての統計でございすが、証人威迫罪につきましての過去五年間の検察庁で受理した件数、あるいは起訴した件数について御説明をいたしたいと思ひます。ちよつと受理と処理と違ひますので、その年間に処理をした件数で申し上げますと、新受件数も大体それに似たようなことになるわけだ

ざいすが、五十四年に処理いたしましたのが十三件、そのうち起訴したのが十九件でございす。それから五十五年が処理したのが五十六件で、うち三十一件が起訴、五十六年が六十三件処理いたしまして三十二件が起訴、それから五十七年は五十一件処理いたしておりますが、起訴は三十二件、五十八年が四十二件の処理で起訴が十八件といふことになつております。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 裁判の關係で申し上げますと、これは証人威迫罪といふことで終局した人員を申し上げます。これはそれぞれ年度申し上げますのは、その年に終局したといふこととございまして、私どもの方では受理の件数は把握してございせん。終局で申し上げますと、五十四年に証人威迫で終局した件数は十件、それから五十五年には二十件、五十六年には二十五件、五十七年には二十五件、五十八年には七件といふふうになつております。

○寺田熊雄君 これは先ほど刑事局長がおつしやつた新左翼のものがあるんでしようか。それとも、そうでなくて大部分は暴力団関係者でしようか。

○政府委員(寛榮一君) この内訳についてはちよつと調べておりませんので正確には申し上げられませんが、やはり暴力団関係のものが多いかと思ひます。

○寺田熊雄君 これは法案の規定の解釈についてちよつと細かいことをお尋ねするんだけれども、この法律の第一条の「出頭に関し」といふのがありますね。この中にはもちろん自宅から法廷に行くまでの間にこつむつた被害を含むと思ひますが、刑訴法第五十二条によつて勾引されている場合の被害も当然含まれると思ひますね。これはそのとおり解釈していいんでしよう。

○政府委員(寛榮一君) 「出頭に関し」でございすが、「供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより」といふ第三条とも同じ意味であらうかと思ひます。証人が証言のために裁判所へ出かける、自宅から出かけている途中で害

を受けたという場合は当然これに含まれようかと思ひます。ただ、勾引されている場合につきましては、この法律が私人または参考人の自発的な供述及び出頭によりまして刑事司法への協力を確保するといふことを目的としたしてございまして、その点から勾引された場合はこの出頭には当たらないのではないかと考へております。

○寺田熊雄君 これは最高裁の刑事局長、今法務省の刑事局長が言われた任意に家から裁判所に証言のために向かう場合は当然この給付の対象になるが、出頭しなかつたために勾引されていくときには含まれないと思ふといふ、そういう解釈を言われましたね。これはあなたとしてはどういふふうにお考へになりますか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 法解釈の問題でございまして、私どもとしてはちよつと意見は差し控えていただきたいと思ひます。

○寺田熊雄君 それでは、証人として喚問せられて、これに必ず準備はしておつたけれどもまだ玄関を出ない、家にあつた場合に、その証人としての出頭を阻もうとした被告人、つまりその証人が自己に不利になるであらうと考へた被告人であるとか被告人の身内であるとか、そういう者が襲撃をした、それで負傷した場合、これは裁判所までの道筋にあつた者とは違つてまだ家の中にある、しかし出頭の意思があつたといふ場合でありすが、これはどうですか。含まれますか。

○政府委員(寛榮一君) 第三条には「出頭しようとした」といふ言葉があるわけとございす。したがひまして、証人あるいは参考人が自宅あるいは勤務先等で通常居住する場所にまゐる。その後に出頭して供述するといふ意思があつたといひしにしても、その場合にやはり家あるいは勤務先から裁判所へ向けて出発するといふ時点からが本件の対象になる。結局この場合には当該証人自体の行為としてはまだ刑事司法に協力する行為があつたとは言えないではないかといふことで、やはり家から行動を起すといふことが必要ではないかといふふうにお考へております。

○寺田熊雄君 出頭の意思があつたけれどもまだ家を出ないときに襲撃された場合には給付の対象にならない、家を一步出たら給付の対象になると。両者同じものじゃないか、ちよつと均衡を失するといふような感じを受けないでもないんですが、これは刑事局長は先ほど国選弁護人の解任後のものも給付の対象になると言つて、なかなかいい解釈をなさつたんだけれども、この場合はだめですか。どうですか。

○政府委員(寛榮一君) なかなか難しい問題であらうかと思ひます。確かに委員御指摘のように家にも外へ出て大差ないのじゃないか、実質的には同じではないかという御指摘かと思ひますが、そういったしますと、裁判所から証人の喚問状が来てまだ一週間後、十日後というふうな場合には、どの時点から害を受けた場合に本件になるか。すべて被害を補償すれば手厚いということはあるかも知れませんが、そうすると、またさらに証人として喚問されるのが予想されるというふうな状態といふことで、いろいろ広がると思ひますか、どこかで切るといふことになりまして、出頭しようとしたといふことを根拠にと申しますか、やはり当該証人の行為あるいは行動で、刑事司法への協力が行動であらわされた時点からだといふふうに解釈すべきではないかといふふうに考へてゐるわけでございます。

○寺田熊雄君 その外見にあらわれたということになると、家で老夫婦が背広に着かえた、妻も病身の夫をいたわつて外出着に着かえたといふような事実があれば、これは十分出頭の意思が具現したといふふうに見られないでもないわけ、その点はちよつとやはりもう少し考へていただいた方がいいように思ひますけれども、これは余り細かいことのように思ひますが、なおよく考へていただくように、これは要望だけしておきます。

それから、証人として証言をする、それから帰宅する、帰宅後相当期間を経た後に襲撃を受けても、それが証言のゆゑの事故であるという場合は、それがその証言によつたといふことと認められ

れば期間の経過といふものは問題にならぬのでしょうね。例えば被告人が刑務所で五年の刑を終えて襲撃したという場合を頭の中へ入れて考へてゐるわけですが、これはどういふふうに考へられますか。

○政府委員(寛榮一君) その証言によると、ことがございまして、その後被害を受けるまでの期間の長短は問わないということで、先ほど御指摘の例えは有罪になつて何年か服役をして出てきて、やはりあいつが変なことを言つたのでおれは刑務所へ何年も行つたといふ恨みを持って乗り込んでこれを刺すといふような場合には、当然に本法の対象になるわけだと思ひます。

○寺田熊雄君 それから、第四条第三号に「虚偽の陳述」といふのがありますね。これは客観的な事実を反するという場合をもつて足るのか。虚偽であることを知つて証言することを要するの。つまり故意を必要とするのかどうかという問題があります。これはどういふふうに考へられますか。

○政府委員(寛榮一君) この場合はやはり故意を要する、供述者自身が虚偽であることを知りながら虚偽の陳述をするという場合に限られるといふふうに考へております。

○寺田熊雄君 時間がもうないので、これは駆け足になるんですけども、第九条で二年間は除斥期間になつていますね。ところが、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律、これはこの法律と肩を並べていく法律であります。その第九条は「この法律による給付を受ける権利は、二年間行わなるときは、時効により消滅する。」という規定になつておる。一方は時効による、一方は除斥期間とした、これをあえて制度を異にする理由はどこにありませうか。

○政府委員(寛榮一君) 本法、証人被害給付法によります給付につきましては、受給権者からの請求に基づいて法務大臣が裁定するといふふうになつておるわけでございます。そして、その請求を行ふ時期は二年間といふことで除斥期間と解され

ておりますけれども、一般に国に対し処分を求め期間はその性質上除斥期間とされているのが通例であるようにございませう。また、この法律で証人等の被害が発生いたしまして適用される事実、これは多くの場合は刑事事件として立件され、加害行為地を管轄する検察庁において処理されることとなるわけでございます。特に時効といふことにして中断等を認めなくても被害者の救済に遺漏を生ずることはないのではないか。むしろ事実関係の明瞭な間に速やかに裁定を行ふべきであるという観点から時効としないので除斥期間にしたといふふうに承知しております。

○寺田熊雄君 しかし、これはやはり請求を行う場合にも、例えば被告人であるとか、あるいは被告人の親族であるとかいふことは請求者に分明でなくちやいかぬでしよう。ところが分明でなく請求ができないといふ場合には、この法律による給付請求はできないわけでしょう。だから、それが後でわかつた場合、あるときはわかる場合もあり得るわけだから、ちよつとやっぱり時効にした方が親切であつたんじゃないでしょうか。それはどう考へられますか。

○政府委員(寛榮一君) 今申し上げましたように、そういう証人等の被害があるといふことは当然これは通常は捜査あるいは公判の過程で生ずることでございますし、そういう場合で、それも刑事事件にもすぐなるわけでございますから、やはり当該地の検察庁でわかる。わかれば、事件になれば当該被害者に対してこういう法律があつて補償が受けられるといふことは知らされるわけでございますから、そういう意味で時効になつて除斥期間で被害者の救済に遺漏があるといふことではないといふふうに考へております。

○寺田熊雄君 時間ですから結構です。

○飯田忠雄君 本日の質問の前提として事実関係は少しくお尋ねをいたしますが、先ほど寺田委員からの御質問によつて御答弁がございました。大体それでわかつたのではないかといふことになるかと思ひますが、ひとつもう一度簡単にお教えを

願いたいと思ひます。

それは、まず第一が国選弁護人とかその近親者が国選弁護人の職務の遂行に關しまして被害を受けた事例といふものがどのぐらいあるのかといふこと、それからもし複数あるようなことであればその年度別の件数をお伺いをいたしたいのですが、これにつきましては先ほどの御答弁では余りないようなことでございましたが、もう一度お教えを願ひます。

それから、ついでにそれに関連しまして、被害に遭つた人はいふような状態で被害に遭つたのかといふ問題、それからその被害の程度はこれを金額に見積もるとどのぐらいのものになつたらうか、こゝろいふような点ひつくるめまして、簡単にいいですから、先ほどの寺田委員の御質問を補充するぐらいの程度でよろしうございませうのでお願いいたします。

○政府委員(寛榮一君) 先ほどお答えいたしましたとおり、国選弁護人が職務の遂行に關して被害を受けたといふことで私も承知しておりますのは一件だけございまして、昭和五十三年ごろの事件で、その状況は被告人の支援団体員等七、八名がその国選弁護人に対して、お前のような者は国選弁護人を早くやめろといふようなことを言いながら暴行、殴つた、その結果上膊部、腕に全治五日間ぐらゐの傷害を受けたといふ事件を承知いたしております。近親者に対する被害といふものは私どもまだ承知いたしておりません。

それから、今申し上げました一件の被害、当時の状況等から推測をいたしました、この法律を適用したらばどうなるだろうかといふことでございしますが、全治五日間ぐらゐの傷害でございまして、療養給付が四千円ちよつとぐらゐではなかつたらうかといふふうに考へております。

○飯田忠雄君 このたびの法律改正につきまして、これは従来のような証人等の証言に關連するものというよりも、むしろ自己の職務上生じた被害について給付をする制度である、そういう制度を新しくつくるんだといふふうに解されるわけ

すが、そうであるとしたしますと、このたびの法改正によって追加される受給者が国選弁護人及びその近親者だけに限定されたというその理由でございしますが、どのようなものでございしますか。

○政府委員(寛榮一君) 先ほど申し上げましたように、被害を補償するという観点から言えば、補償の範囲をできるだけ広げる方が手厚いということとはすべての補償について言えようかと思ひます。この法律に国選弁護人と近親者というふうに限定いたしましたのは、やはり本件の給付のような場合、他の補償等に関する制度との均衡あるいは給付の一般的、現実的な必要性というものを考慮いたしまして、その範囲に限ったということでございます。

先ほど申し上げましたように、国選弁護人については、私どもの承知しておりますのは一件でございますが、あるいはほかにも潜在的といひますか、承知していないものがあつたかとも考えられます。また、近親者についてはそのような事例は承知しておりませんけれども、場合によってはやはり近親者に被害が及ぶということも相当考えられるということからこれは加える、しかし、それをさらに給付対象者を広げるといふことについては、今までの経過、あるいは実績等から見まして、その必要性はまだないのではないかと、このこと限定をしたということでございます。

○飯田忠雄君 現行法によりますと、近親者は直系血族あるいは同居の親族、こうなつておるのでございしますが、同居の親族というふうにお書きになつた意味は、これは例えば傍系の血族あるいは姻族、こういうものについては同居をしていなければ被害給付はしないよと、こういう意味のようには解されますが、そうでございしますか。

○政府委員(寛榮一君) その同居の親族に限った点でございしますけれども、やはり国民一般の社会生活上、いわゆる近親者として親近感を抱くといひますか、そういう範囲というものはやはり直系血族あるいは同居の親族というものではなからうかというところでございします。あるいはまた、さらに

過去における実例等、あるいは今後起こり得べきことを考えてみましても、やはり証人等の供述あるいは出頭に関連して害を受けるおそれのあるのはその範囲ではなからうかという二つの理由から、同居の親族に限つたというふうに承知しております。

○飯田忠雄君 例えは妻の妹がたまたまよそにた、同居していない。こういう場合に、危害を加える方はそれを人質にするなりそれに危害を加えるというところを通告してくるか、あるいは直系血族じやなくて傍系血族が、例えば兄弟とか姉妹とか、あるいはいとことかそういう人たちがいて同居していない。そういう者に対して危害を加えるという場合、これは証言をしたということが原因でそうした傍系の血族とか姻族が害を加えられるわけですから、証言ということもどつたということを中心にして考えるなら、そういう者の被害を除くということはどうもこれは身分による差別ではないかというふうに考えられるんですが、その点についてはいかがでございますか。

○政府委員(寛榮一君) 確かに飯田委員御指摘のようによつて、そういうふうな同居をしていない親族がいることを加害者がたまたま知つておつたか、あるいはどこかで探り出してきて、それに対して害を加えるということもあり得ないことではないかと思ひます。ただ、この法律で一定範囲にその受給者を限定するわけでございますから、その場合には、やはり考えてみればそうありそうもない、たまたま起こるかもしれないけれども、その者は別に、通常親族とか親しい近親者と考えられる範囲、あるいは現実に同居しておるとして被害を受けるおそれの強いという範囲に絞つたわけでございます。特にその身分等によつて差別をするということではないと思つております。

○飯田忠雄君 先ほど具体的な事件につきまして被害の程度をお伺ひしましたら、大体四千万ぐらひだろつたというところでございしました。この法律の施行令には給付基礎額が書いてあるわけですが、これは施行令の四条に給付基礎額として

五千九百円を基礎として、それにいろいろの倍数を掛けて具体的に算定する、こうなつておるわけでございますが、この給付基礎額を五千九百円とした根拠、これは具体的な何か根拠がございしますか。

○政府委員(寛榮一君) 最初にお断り申し上げたのでございしますが、この資料には五千九百円とございしますが、その後政令が改正されました、これは四月五日か六日であつたかと思ひますが、ごく最近政令を改正されました、現在では六千六百円となつておりますので、その点御了承いただきたいと思ひます。

六千六百円となつておりますのは、この法律に書いてございしますように、警察官等に協力した者の被害に関する法律がございしますが、その額をもつて給付基礎額にすることになっております。片や警察官の方については警察官のあるランクの人の大体の日額というものを計算しまして、それを給付基礎額と定め、それで場合によつてはその人の性質によつてその上へ加算することが、もう少し給付基礎額を高額にすることができるといふ立て方をしておるわけで、現在その警察官等の法律におきまして六千六百円となつており、それを受けてこの法律あるいはその施行令におきましても六千六百円となつております。その根拠は今申し上げましたような基準的な警察官の給与の日額というふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○飯田忠雄君 警察官の問題は、どうも法務省の問題ではないからおわかりにならぬかと思ひますけれども、警察官に協力した者の災害給付に関する法律でそういうような基準を設けた。それが六千六百円から六千六百円という基準なんです、これは現在の国民一般の生活費なのか、あるいは病院の基礎的な治療代なのか、あるいはそのほかの何かお調べになつた根拠があつて、そういう数字が出たのではないかと推測をいたすわけでございしますが、これはお聞きになつていないでしようか。例えば警察法の方で決める場合に、どういふことで決めたかという問題ですが。

○政府委員(寛榮一君) 私の承知しておりますところでは、警察官の、これは警察官は公安職俸給表の(一)の適用を受けておりますが、その調査でも上の方かと思ひますが、その俸給の一日分を計算いたしまして六千六百円となつておる。それから、その上限につきましては警視庁のやはり同じ月額を三十で割りまして、一日一万三百円というふうな給付基礎額の範囲が定められておるわけでございます。それを算定いたしまして、これをいけば証人その他の被害の場合の基礎にする。

それで、傷病その他療養の場合にはその基礎額に、療養の場合には療養費になりますけれども、障害給付という場合には、その程度に応じて倍率を定めまして、その倍率を掛けるといふことになつておる。その倍率は労災等の倍率をそのまま持つてきておるといふことで、その他現在の社会において妥当と思われる金額を算出しているものというふうな考えております。

○飯田忠雄君 実は遺族給付年金の額につきまして、これは一年について、五十五歳以上の妻の場合、給付基礎額に百七十五を掛けた額だ、こうなつております。そこで、今度は改正になつた値段では、まだ計算する余裕がないからやつておりませんが、五千九百円を基準とした場合に、一年の計算をしますと月割り八万六千六百円ばかりになるわけですね。それで、五十五歳以上といひますと、もうこれは働くことが少ない人でございしますが、こういう人たちの生活金としてその程度のものでいいのかどうかという点につきまして御検討になつたのでしようか。それともそこまでしてはいない、こういうことではないか。

○政府委員(寛榮一君) その警察官の額を定める場合に、今御指摘のようないろいろな事情を考慮して倍率というものが定められたものというふうな考えております。

○飯田忠雄君 それでは、まだ時間がありますので次に参りますが、このたびの法律改正は、これは結局証人等に対する問題というよりも、自己の職務上から生じた被害の問題だと思ひます。証言

の場合ですと、他人のことを面倒見てやってくれよう、ということになった、だからそれを面倒見よう、こういうことになるわけですが、国選弁護人の場合になりますと、これは国選弁護人の職務上から生じた被害に対して給付する制度でございますが、そうでありますならば、別に国選弁護人だけに限る必要はないのではないかとと思われるわけですね。

例えば普通の弁護人の場合、これが普通の弁護人で熱心に弁護をしたら恨みを受けて害を加えられた。この場合に国選弁護人はもらっている報酬が少ないうえに補償する、そうでない弁護人はたくさん金もらっているから補償しない、こういうように解釈するのでしょうか、それともそのほかの理由があるのでしょうか、いかがでございますか。

○政府委員(寛榮一君) その収入が多い少ないということではないと思います。国選弁護人の場合には裁判長により選任をされ、辞任をするにつきましても裁判長の解任命令によるということになっておりまして、いわば受任あるいは辞任がすべて自由に認められるものではないというのに対して、私選弁護人につきましてはあくまでも私人である被告人らの依頼を受けて引き受けるということでございますので、その間意見が衝突する、あるいは気に入らなければという変更ですが、やめたいと思えばやめられるという状況にあるわけでございます。したがって、この国において給付を行うという場合には、そういう性質の差異にかんがみまして国選弁護人に限るといふふうになっておると思っております。

○飯田忠雄君 それでは次の問題に移りますが、国家公務員とか地方公務員、こういう人たちの公務上の災害あるいは通勤時に起こった災害につきましまして、それぞれ災害補償法が定められております。しかし、この人たちの家族が災害を受けた、あるいは近親者が災害を受けたという場合に災害補償がなされるのでしょうか。この点について、もしなされないのなら公務員にも証人等被害給付法の適用があると考えた方がよいのではないかと、思われるんですが、従来いろいろお話を聞きますと、

この辺があいまいでございます。法律があるんだからその法律によるべきであって、証人等被害給付法は適用にならぬとか言うお方の中にはありますので、この点につきまして政府の御見解をお尋ねいたします。

○政府委員(寛榮一君) まず公務員の家族が害を受けました場合でございますが、その場合は扶養親族という場合に当たりますと国家公務員等共済組合法に基づきまして療養費について家族療養費の支給が行われるわけでございます。そういう意味で、その被害の補償という点でございまして、療養費が支給されるという関係になっております。

それと、公務員に対する適用でございますが、公務員でありまして裁判所に証人として喚問されるあるいは証言するということは間々あることとございまして、その場合に公務員が証人として出頭あるいは証言したことにより害を受けました場合には、当然この法律が適用されるというふうになっております。

○飯田忠雄君 もう一度ちょっとはつきりしなかつたからお伺いしますが、公務員が証人に呼ばれた、そして公務員の家族が被害をこうむった、その場合にいわゆる先ほどおっしゃった法律の適用があるからこの証人等被害給付法は適用にならないのではないかと、疑問を提示する人もありますが、そうすると、仮にそうだとしますと給付をされる範囲、額というものが大体同じようなものであるかどうか問題だと思いますが、こういうような点につきまして御研究になっておるのかどうか。御研究になった上で額が同じだから適用しないということであるのらしいわけですが、そうでないということと、先ほど刑事局長もおっしゃったように、公務員が証人となった場合に家族に被害が生ずればこの法律を適用するというのが正しいのではないかと、このように思われるわけですね。念のためもう一度確認したいんですが、いかがでございますか。

○政府委員(寛榮一君) 公務員が証人になりました

て証言あるいは出頭する場合、そのことによつて近親者が害を受けた場合、当然この法律が適用されるわけでございます。そしてその場合、公務員の場合ですと災害補償もございまして、近親者の場合は今の共済組合の療養費が出るわけでございます。それとの額の高低はちよつと研究しておりますけれども、いずれにいたしましてもこの法律の七条によりまして「他の法令の規定により、この法律による給付に相当する給付が行われたときは、当該給付の支給原因たる事実と同一の事実については、当該給付の限度において、この法律による給付を行わない。」ということ、結局どちらかといいますと、高い方に統一されるといいますか、それを二重に給付を受けるといふことはないようになっております。

○飯田忠雄君 公務員が証言をするということは必ずしもこれは公務ではないというふうには理解されません。公務で証言するという場合にはどういふ場合があるか私ははつきりわかりませんが、多くの場合公務ではないのではないかと、証言をする場合、そうしますと公務員災害補償法というものの適用はしないので、むしろこの証人等被害給付法の適用をすべきではないかというふうにも解されますが、この点いかがですか。

○政府委員(寛榮一君) 公務員が例えば犯罪の目撃者というふうなことで証人喚問された場合はそういう資格で証言するわけでございますから、この法律を適用された補償を受ける、公務災害の方の適用はその場合にはないのではないかと、このように考えております。

○飯田忠雄君 それでは次に、国選弁護人が弁護行為を行ったことによつて本人もしくは近親者に災害が生じた場合にこの法律で被害給付をするというわけなんですが、そういうことでありますならば裁判官とか裁判所職員の場合も同じではないか、こう思われるわけがあります。そこでお尋ねいたしますが、裁判官が今まで裁判をしたことについて被害をこうむったことはなかったかどうか、あるいは裁判官の近親者が被害を受けたこと

がなかったかどうか、こういう点についてお伺いをいたします。

○政府委員(寛榮一君) 私どもではその事例は承知いたしております。

○飯田忠雄君 これは私もはつきりした事実はわからないんですが、九州の方で何か暴力団に監禁されたような事件がございましたね。ああいうような事件はどうでしょう。この場合には該当せぬけれども、もしあの人が国選弁護人であれば、例えば裁判官が国選弁護人の地位におれば該当したようなことではないか、こう思われますが、いかがでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) 九州のたしかあれは大村であつたかと思いますが、今御指摘のような事案が発生したことは承知しております。内容が傷害にまで至つたかどうか今記憶いたしておりませんが、その裁判官が国選弁護人の地位にあつたとしたらということでございますが、国選弁護人の立場にある者が傷害を受けた場合であれば当然今後この法律の適用を受けるということにならうかと思ひます。

○飯田忠雄君 この法律で被害という場合には形式上身体に傷があるとかなんとかという場合に限られるのか、あるいは精神的な傷害を受けたことにも及ぶのかという問題がございまして、そういう点はいかがですか。

○政府委員(寛榮一君) 先ほど寺田委員の御質問にお答えしましたとおり、精神的損害というものの、いわば慰謝料的なものでございまして、そういうものは含まれておらないわけでございます。しかし身体に傷が残らなくても障害と認められる結果が発生すれば当然に本件に該当する、この法律に該当するということにならうかと思ひます。

○飯田忠雄君 それでは、脅迫を受けまして、余り脅迫がひどいので気が狂つたということになりますと、これは体の障害なのか精神の障害なのか、問題が起ると思ひますが、こういう場合どうでしょう。

○政府委員(寛榮一君) いわゆる障害には当た

ないのではないかと考えております。
○飯田忠雄君 これはどのように御認定になるかによつて法の適用が変わってくるのですから、御研究をお願いしたいと思います。刑事局長の御判断はそういうものとして私も承知しておきますが、果たして精神的な障害が含まれないかといふいかどうかというところは疑問が残るのではないかと私は存じておるわけでございますので、御研究をお願いしたいと思います。

それから、これは裁判官ばかりでなしに、一番直接被害を受けたのは検察官じゃないか。警察の場合は被害を受けた場合に補償されておりますが、検察官が被害を受けた場合、その検察官本人または検察官の近親者、こういう人たちはどういふことになるのでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) 余り害を受けた事例はないかと思つておりますが、先ほど裁判官あるいは裁判所の職員等についてと同様に、やはり、先ほど申しましたように、犯罪被害者等給付金支給法というのもございます。いづれにしましても、負傷、死亡した場合に、本人であれ家族であれ、犯罪被害者等給付金支給法の支給を受けるというところは押しなべてそうであらうかと思ひます。が、そのほかに、やはり検察官あるいは家族につきましては、先ほど申し上げました国家公務員等共済組合法に基づく療養費等の支給が受けられるというところでございます。

○飯田忠雄君 前に警視總監の奥さんが災難に遭われましたね。ですから検察官といへども、警視總監ぐらいの危険度はあるのではないかと思います。そこで現在検察官自身に対する補償は法律があると思いますが、しかし近親者に対してはどういう補償法があるのだろうか。ちよつと私は実はわからないんですが、お教えをお願いします。

○政府委員(寛榮一君) 先ほど申し上げましたように、犯罪被害者等給付金支給法で一般的に支給されるわけでございます。そのほかにはやはり国家公務員等共済組合法に基づいての療養費等の支給がなされるというふうに承知いたしております。

す。
○飯田忠雄君 そうしますと、検察官の近親者の場合は行きずりの犯人にやられた、こう解釈するんでしようか。

○政府委員(寛榮一君) 行きずりの犯人にやられた場合にはそういうことになる、あるいは犯罪被害者等給付金支給法の要件を満たせば支給されるというところでございます。

○飯田忠雄君 犯罪被害者の給付金の場合に、これはどの範囲の人が含まれるんでしようか。

○政府委員(寛榮一君) まず支給対象者は犯罪被害によつて死亡した者、それから重障害の結果が発生した者といふことで、障害の結果が大きい場合を対象としてゐるわけでございます。給付内容は一時金で遺族給付金、あるいは本人の場合障害給付金といふものが支給されるということになっております。

○飯田忠雄君 これは検察官だけに限られた法律でしようか。それともほかの者には適用にならないでしようか。

○政府委員(寛榮一君) 犯罪被害者等給付金支給法は別に警察官あるいは検察官というようなわけではございませんで、一般人についての規定であらうかと思つております。

○飯田忠雄君 そういうことでございますと、国選弁護人も該当するということになりませんか。

○政府委員(寛榮一君) やはりこの要件を満たせば対象になるということにならうかと思ひます。

○飯田忠雄君 そこで、どうも私は頭が混乱してわからないんですが、もし要件を満たせば国選弁護人にも適用になるというのであるならば、このたびの法改正は要らぬことではあるかと思われま

すし、このたびの法改正では要件なるものを満たさない状態であるからこの法律をつくるということでありますならば、同じ理由で検察官の近親者に対しては裁判官の近親者に対しても法律が必要ではないか、こう思われますが、いかがですか。

○政府委員(寛榮一君) 国選弁護人につきましては両方の要件を満たせば両方支給される、その場

合に先ほど申し上げましたように七条で両方の調整が図られるということになっておるわけでございます。近親者に関して、検察官等についても国選弁護人と同様の被害補償をすべきであるという御意見でございますが、検察官につきましては国家公務員としていろいろな補償の手段があるわけでございます。片や弁護人につきましてはそういう制度はないわけでございます。その中で、特に裁判所から選任され、そういう害を受けるおそれがあるという国選弁護人の方について特別にこの法律をつくつて補償をするという趣旨でございますので、直ちに検察官の近親者に関する立法の必要があるとは思ひません。

○飯田忠雄君 けがをいたしました場合には、もちろん公務員の場合は共済組合法がございまして、その共済組合の關係の病院にかかつて治してもらへる、あるいは国選弁護人でもこれは国民年金でやれる。そういうことならば、そういうことで済むのならそれでいいわけなんですが、今日、証人等被害給付法をわざわざ改正してまいりましたのは、そういう病気のときに共済組合とか国民保険だとかいふもので賄い切れぬものがある。例えはいろいろのほかに、国家公務員の場合には遺族年金といふものがあるからいいんだということならばそれでいいんですが、年金があるからということであるならば、国選弁護人の場合も年金があるではないかということになってきますので、その辺のところはどうも明確でないんです。それでお尋ねをしておるわけなんですが、今の遺族年金があるからもうあとは全部要らぬという中でいいかどうか。例えば同居の親族、傍系血族、姻族、こういう者が被害を受けた場合に、そういう検察官の共済組合のもので一体これの補償ができるのだろうかということが私は疑問に思ひますので、それでお尋ねしているんです。そういう点についてはもう少し御研究になる必要はないでしようか、お尋ねします。

○政府委員(寛榮一君) 先生御指摘のような点もあらうかと思ひますが、国選弁護人につきま

ましては先ほど来お話し申し上げておりますように、過去過激派等に関連して生命、身体に害が加えられるという危険性が非常に強かつた、今後もその危険性があるということからこういう制度をつくつて補償する必要性が認められたといふふうに考へておるわけでございまして、私ども、検察官について現在の補償では不十分であるし、さらにまた被害を受ける可能性が強い、したがつて必要性があるといふまでには考へておらず、やはり国選弁護人の特殊な地位から害を受ける可能性が強い、その場合の補償を法律によつて整備しておく必要があるという判断になっておるわけでございます。

○飯田忠雄君 私はこの法律に反対で質問を申し上げてゐるのではなくて、賛成で質問を申し上げてゐるんですけれども、ただ、もう少しこれだけではない、金がないから、予算がないからでぬから遠慮するといふ問題と法の理論的な問題とは違ひますから、今は金がないから我慢してくれといふことであるだらうと思ひますが、その点はわかりますので、これ以上追及はいたしません。

そこで、刑事事件の証人についてだけが今般問題になつておるわけですが、民事証人については被害給付が認められない、こういうことになっておるんですが、これもやはり身分による差別ではないかといふふうに考へられないこともないわけですね。こういう問題についても将来御検討をお願いいたします。きょうは時間がないから、最後の締めくくりにお尋ねいたしますが、きょういろいろ論議をいたしておりましたことをお聞きになつてどのような御感想をお持ちになつたのかお尋ねいたします。

○国務大臣(嶋崎均君) 今回の法改正については、かねてこの問題が議論をされておつて、それを制度化するといふときに具体的にどういふ問題点があるのかといふようなことは相当論議をされた経過があるように聞いております。また、諸外国でもそういう制度があるかといふようなこともよく調べたといふようなことで、そういうよう

なことも調べてまいったわけですが、いずれにしても、何というか、的確な制度というのがなかなか見当たらない。そういう中でだんだん問題を整理してみまして、具体的な事例もあつたわけですが、国選弁護人につきましては御承知のように今それらの人の権利保全をさせるという意味合いから、専門家をつけて国選弁護人として対応したいということのような立場をとつておるわけですが、それから、そういう私選弁護人の場合とは性格的に違つた存在になつておるだろう、したがって、そういうことを対象にして、過去のいろいろな事例といううなことも判断をしてみ、そしてこういう制度をつくり上げてきたというのが現実であるわけですが、何というか、新しい試みであるのかもしれないけれども、そのこと自身が逆に国選弁護人を引き受けていただくことについての我々の気持ちというものも十分理解をしていただくというふうな意味合いを持っておるといふに思つておるわけですが、ぜひそういう意味でこの法案について御賛同願いたいというふうに思つておるような次第でございます。

○飯田忠雄君 終わります。

○橋本敦君 国選弁護人あるいはその近親者がその職務の執行に際して生命、身体に不法に損害を受けた場合に国の責任でそれに対して一定の給付を行うという、こういう制度の改正については私も賛成の立場であります。こういう制度改正が行われたというこの根本的な考え方としては、国選弁護制度というのが憲法体系下の我が国の人権保障の民主的な司法制度を支える重要な柱である。そういうわけで国選弁護人の職務の遂行というものはまさに憲法理念実現のプロセスそのものにほかならない。そうだとすれば、そこで不法に損害を受けたというこれに対しては国がその責任において一定額の補償の給付をするのは当然だと、こういう考え方があつてしかるべきではないかというふうに思いますが、その点はいかがで

しょうか。

○政府委員(寛榮一君) 先ほど申し上げましたように、最近の事態にかんがみ国選弁護人に対する危害のおそれが強くなつたということから、広く刑事司法の円滑な運営を図る、その協力を願うという趣旨で国としてこういう補償を考えたわけでございます。その精神とするところは、今橋本委員御指摘のとおりかと思ひます。

○橋本敦君 そういふ考え方でこの法律を見ていく必要があることになつておるわけですが、そうした場合に二、三の問題点を私も指摘をして伺ひしたいのであります。

その第一は、第三条の条文に即して伺ひますと、「国選弁護人がその職務を行い、若しくは行おうとしたことにより」と、こうなつております。これはある意味で言えば、要件を広く解釈し得るということ、補償され得る状況を広めて救済あるいは補償の効果を高からしめるということにも役立つわけですが、法文の解釈としてはこの「職務を行い」というのと「行おうとしたことにより」というのと特段の差異があるのでしょうか。あるいはこの二つをあわせてその職務の遂行に関連をしてというふうに幅広く解釈をしていいのでしょうか。この点はどうですか。

○政府委員(寛榮一君) 行おうというふうに限定をいたしますと極めて限定されますので、「行おうとした」というふうに加えた趣旨でございますから、その趣旨とするところは今橋本委員御指摘のとおりかと思ひます。

○橋本敦君 その場合に、その職務を国選弁護人として行ふ場合には、例えば記録の謄写を行ひに行く、あるいは接見に行く、あるいは法廷で弁論その他の活動をするということもいろいろ含まれるわけですが、事務所を出て拘置所に接見に行くそのプロセス、あるいは裁判所から事務所に戻るというその道すがら、こういったこともいろいろ職務を行う過程としてあるわけですが、そういう過程も含めて合理的な範囲であれば救済の対象になるとしてよろしいわけですか。

○政府委員(寛榮一君) その被害を受けたことが「職務を行い、若しくは行おうとしたことにより」という要件が満たされれば、どこで害を受けようとするの点は関係なく認定されるというふうに考えております。

○橋本敦君 そうしますと、問題は職務遂行との因果関係、関連性ということであつて、被害を受けた場所は問わないということよろしいわけですか。

○政府委員(寛榮一君) そのとおりでございます。

○橋本敦君 そこで、今度は被害の内容について先ほどから議論も出ておるわけですが、「身体又は生命に害を加えられたとき」、これは解釈も極めて幅広くというよりも明快な規定でありますから、精神的損害というのは先ほど各委員が御指摘のようにこれは入らないということから問題がやはり指摘されてくるわけですね。私は一つの生命、身体に害を加える態様として事務所に押しかけ強談をする、あるいは不法に監禁をする、そういう態様がこれは間々あり得る態様だと思ふんですね。その場合に、監禁もある場合は暴力を用いて監禁する場合もあるでしょう。ある場合は何人かの多数の威力を用いて監禁する場合もある。そういう場合、監禁というのはこれは単にその損害の中身は精神的損害にとどまるから、この規定から言えば給付の対象にならないとされてしまふに、監禁という態様はそれなりに身体に対する暴行その他を伴ひやすいわけでありまから、監禁というふうな状況については、これはこの規定の給付の対象外にしてしまふということはどうであらうかというふうにも思ふんですが、それは態様いかによつて考え得る余地はあるのでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) 監禁の場合は直接被害がない場合が多いわけでございます。もちろん暴行の結果、傷害の結果が発生しますれば本法の適用を受けられるわけでございます。やはり先ほどから申し上げておりますように、被害の範囲を考えれば、

切りがなくという語弊がありますが、物的損害あるいは精神的損害等広がるわけでございます。特に重大な被害である生命、身体に対する被害、死亡あるいは傷害の結果ということに限定したわけでございますので、監禁につきましても、傷害の結果が発生すれば別として、その点についてはちよつと入る場合はないというふうに考えております。

○橋本敦君 いささか問題が残る可能性があると感じがしますね。

それから、もう一つ私が考えますのは、弁護士というのはそれなりに社会的名誉と地位を重んずる職務上の問題があるわけですね。そこで、国選弁護人に対して明らかに虚偽とわかる事実を流布して誹謗したり、その能力を疑わしめるような故意の宣伝をしたり、いろいろなことによつて名誉を具体的に棄損する行為がこれまたあり得るわけですね。そしてそれと同時に、そのことによつて職業上、仕事上の不利益をも惹起するといふ可能性だつて出てくる場合がある。そういう弁護士としての社会的名誉や信頼、そういうものを重んじなければならぬ職業的特質に照らして、そのところから不法な行為を加えるという、そういう加え方もあり得るということを考えますと、その場合は、それは精神的損害にとどまるからというのでこの法律による給付から全く外れてしまふということとは、これは国選弁護人の弁護士という立場を本当に尊重するならば、それは野放しにしてよいのであろうか。それを救済するのは名誉棄損に對してのみから訴訟を起すなり何なりしなくてはならぬということに放置されるのはどうであらうかというふうなことも考えますと、名誉棄損を不法な方法でやつた場合には、それに対する損害の発生に應じた給付というのはいくらいんじやないかという気もするんですが、そういうことは一切考慮の対象にはなりませんか。

○政府委員(寛榮一君) 先ほど申し上げましたように、広く補償するといふ趣旨からいいますれば、およそ今御指摘の損害賠償で請求できるような被

害はすべて補償すべきであるということになろうかと思ひます。やはり従来の経過からの必要性等から考えまして、重大な被害である生命、身体に限定したということでございますので、不法な方法による誹謗あるいは名誉棄損、それに伴つていろいろの不利利益あるいは損害が発生することは十分考えられるところでございますけれども、そこまで国の補償というものは現在必要はない、現在はその必要は認められないというふうに考えております。

○橋本教君 今おっしゃったように、身体、生命が重要なやつぱり法益であることは言うまでもありませんが、弁護士という職業にとつては、ほかの人もすべてそうでしょうが、特に職業上、職務上の名誉というものはこれは高くやつぱり守られねばならぬという、そういうことですから、今のお話だけでは私はまだ問題が残るのではないかと気がするわけですね。この法案では今おっしゃった範囲でしかございせんが、弁護士会が単独法で国選弁護人のこういった問題についての補償を考へるという意向を持っていたのも、私はそういう弁護士の職務の特性と国選弁護というそのこと自体が、本人の意思にかんにかかわらずその職務の遂行は重要な我が国司法制度の一環として位置づけられるという国の責任から来る問題として、それなりの意味があつたし、そういうことの中で今私が指摘したようなことも将来総合的に考慮されねばならない余地があるかもしれぬ、こういう気はしておりますが、この問題は将来のことに譲つて次に進みたいと、こう思ひます。

○この機会に私は国選弁護そのものについて裁判所にもお伺いをさせていただきたいと思つておりますが、私の手元にあります資料によりますと、国選弁護は次第にその比率がふえておるようであり、昭和五十一年度では私選弁護人の割合が五二・六％、国選弁護人の割合が四五・九％、こういう状況でありましたが、五十五年には私選弁護が四六・七％に対して国選弁護人が五一・四％というように比率がずつとふえておるようでございます。

ます。こういう傾向は今も続いておりますのではないかと思ふのですが、最高裁としてこの状況は具体的にどのよう把握していらつしやいますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 御指摘のように国選弁護人の割合が非常にふえてきております。ただいま五十五年について五一・四％というところでございしましたが、五十六年には五五・一％、五十七年には五七・四％、五十八年には五八・五％、五十九年にはまだ正確には出ておりませんが、これをさらに上回つて六〇％近くなつておるよう思われます。ただいまのはこれは地裁でございしますが、簡易裁判所につきましても年々割合がふえておりまして、五十八年には七五・五％、五十九年には八〇％近いところまで来ているように思われます。

○橋本教君 そういう傾向が進むのは、一つには私選弁護を依頼できないという経済的事情が一般的に広がつておるということも一つはあり得るわけですが、それなりに国選弁護の果たしている裁判制度の中での機能というのはいささか重要になつておるというように言つていいと思ふのであります。そこで、これに対応して、国選弁護料というところでのこの数年の予算はどのような動きを示しているのか教えていただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 五年間について見てみますと、昭和五十六年が二十億七千万、五十七年が二十一億七千万、五十八年が二十一億九千万、五十九年が二十三億二千万、それから六十年が二十五億二千万、余りというようになっております。

○橋本教君 国選弁護人に支払う報酬、費用ですが、これは裁判所の報酬基準によつて定められておると思ふのですが、この数年、改定はどのようななつておるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 地方裁判所の三開廷基準ということで、一応の標準で大蔵省と折衝して予算を組んでおるわけでございますが、それで申し上げますと、五十六年には四万四

千四百円でございします。五十七年が四万六千九百円、五十八年は改定をいたしましたんで、それを据え置きました。五十九年は四万八千二百円、六十年が五万三千円ということになってございまして、比率で申し上げますと五十六年から五十七年までは六・三％、五十九年は二・八％、今回六十年は四・四％のアップということになっております。

○橋本教君 今お示しいただきましたアップは、何か標準あるいは基準、例えば人事院勧告とか物価とかいうようなものがあるのでしょうか。特にありませんか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 弁護士会から国選弁護人の報酬の増額については毎年御要望がございします。私どももいたしましては、先ほど先生から御指摘がございましたように、裁判の適正あるいはその円滑な進行のためには弁護人に負うところが非常に大きいということで、国選の費用も何とか上げたいというふうに常々考へておるところでございします。特に昨今日本弁護士会でお決めにいたしました私選弁護人とのいわゆる基準額の格差が非常に開いておるというようなこともございまして、私どもとしては何とか増額をい

うことはかねがね考へておるところでございします。財政のかなり豊かな時代には二けた台の要求をいたしまして、それも実現したというような時代もございしますが、昨今の御承知のような厳しい財政事情というやうなことで、マイナスシリーズというやうなことも言われている中で何とかできるだけのやうなことを考へておりました。この数年は人事院勧告の実際の公務員給与の改定率、それを少なくとも一％ぐらいは上回るところでなければというやうなことで努力して、大体今まで最近はそのやうなところで落ちついておるというのが実情でございします。

○橋本教君 日弁連は日弁連として国選弁護の報酬基準を定めておるわけですが、例えば局長がおつしやつた六十年度で大体三開廷と見て報酬費用五万三千円ということですが、大体三開廷で地裁で刑事事件が解決したとして、日弁連の報酬基

準どおりでいきますと着手金と謝金を含めてどれくらいになるように御理解なさつていらつしやいますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 詳しく執行猶予になつた場合とかいろいろあるようでございますけれども、大まかに言ひまして合議事件では三十万、単独事件は二十万というようになつておるようになつて承知しております。

○橋本教君 ですから、したがって大体五分の一前後ということになつておるわけでありまして。そこで、一つの考へ方の問題として、国選弁護の報酬はどれくらいが妥当とされる筋合いのものであらうかということをもひとつもう一遍考へ直してみる必要もこの際あるのではないかと思ふのです。

その点で言ひますと、古いことですが、昭和四十七年の第六十八回国会の参議院法務委員会、当法務委員会での議事録がございしますが、それによりますと最高裁判所長官代理者として当時牧主次さんが答弁なさつていらつしやいます。その要旨は要するに「こうおつしやつておるわけですね。私選弁護人の報酬との比較ということはしにくいわけではございしますけれども、ただ、私どもが一応考へておりますのは、日本弁護士連合会が報酬等基準規程というのを定めになつております。その報酬等基準規程を一応の基準といたしまして、できるだけそれに近づけた報酬を支給できるようにいたしたいということで私どもはせつかく努力いたしておるわけでございます。」と、こう御答弁なさつていらつしやるわけですね。だから日弁連の報酬等基準規程そのままだいいという御趣旨ではありませんが、余り格差があつてはいかぬだらう、できるだけそれに近づける努力をした

いと、こうおつしやつておるのですが、こういうお考えは現在も最高裁としてはお変わりになつていないと思ふのですが、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 実はその当時たしか日弁連の報酬基準額は二万円であつたかと思ひます。国選弁護が四十六年で言ひます

とたしか一万二千三百円であつたかと思ひます。その格差は比較的少なかったわけでごさいます。私どもとしては何とかそれを接近したいということ、その翌年は一万三千五百円、一万四千九百円、それから一万六千四百円と、こう接近していったわけでごさいます。ところが、四十八年に日弁連の方ではいきなり三倍という六万円にアップされてしまいました。その二年後の五十年にはさらにその約三倍、単独は十五万、合議は二十万というようにアップをなさったわけでごさいます。そういったしますと、これは私どもなるべく格差は少なくという方向でおつたわけでごさいます。確かにこの二万円というのは九年か十年続いたようでごさいますけれども、それにしてもこの二、三年の間に三倍に上がりさらに三倍ぐらいい上がつてしまつたということ、一躍九倍ぐらいい上がつてしまつたということでごさいます。私どもの考へていたのとちよつとかけ離れ過ぎてしまつた。

そういったしますと、これ日弁連のことについてとやかく申す筋合ひではないわけでごさいます。が、私選弁護の実態はどうなつてゐるのかというやうなことを、私どもは実際を知りたいわけでごさいます。それを調査の方法もない。そうしますと、その実際の支給基準額で現実に行われてゐるのかどうか、あるいはそれが本当に客観的に正しいものであるのかどうかという一ことになりまして、今までの何とか接近をというふうにごさいます。たことはちよつと放棄せざるを得なくなつたという、軌道修正と申しますか、そういうことに立ち至つたわけでごさいます。

また、五十八年にはさらに先ほど申し上げましたように一・五倍でごさいます。単独二十万、合議三十万というふうになつたアップしたということでごさいます。私どもとしてはたまたまのところは国家の財政事情というやうなこともありまふので、それと接近しなければいけない、これはそう考へましても、にわかには実現はまことに困難であるということ、ただいまはその考へ

方とはつておらないのでごさいます。○橋本教君 そうしますと、その考へ方はつていないとすれば、どういう考へ方でおられるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) そもそも国選弁護人の報酬はどのような額が妥当かということ、これは非常に難しいことでごさいます。抽象的に申しますと、結局は国選弁護人の活動に十分見合つた額ということになるものと思ひますけれども、それが果たしていかなる額であるかというところは、これは非常に難しいことのように思ひます。私どももいたしましては、日弁連から毎年大体十萬圓ぐらゐというやうな御要望もありまふ。今の額がこれ私どもも決して高いものではない。今ふうに思つてゐるわけではございませぬが、そういうやうな御要望でありまふとか、あるいは今の財政事情でありまふとか、先ほど申し上げましたやうな国家公務員の給与改定というやうなもの、そういうものにも何となくやはりこれは国民の税金で賄われるというやうなこともございまして、そういうやうな四圍の情勢の中からはやはり国民の皆さんの御納得のいたくやうな額にとどめざるを得ないのじやないか、今のところはそのやうなことでございまして、幾らというやうなことを念頭に置いてやつてゐるということではないわけでごさいます。

○橋本教君 そうなりまふと、言つてみれば羅針盤のない船のやうなこともなりかねぬし、理念のない司法行政ということにもなりかねぬし、で、この際そのところはしっかりと議論していかなくてはならぬと思ふのですが、例えばアメリカあたりの判例では、弁護士というものはそれぞれ単独で仕事をやるのじやなくて、事務所を持つて、日本でもそうですが、事務所を維持するといふ非常に大事な仕事もあるわけ、それはまさに報酬ということを中心にして、それ以外の利益は入りませんから、だから、したがつて国選弁護を考へる場合でも私選弁護と同等、つまり市場のマーケットプライスと同等である必要はないけれども、いやしくも弁護士の職務の遂行を困難ならしめるやうな、弁護士の事務所の継続を危うくせしめるやうなやうな低廉な国選弁護料の決定、官選弁護料の決定というものは、それは違法だとするやうな原則がアメリカの裁判例でもあるといふやうに聞いているので。

それがどの程度かは問題として、下の方はそういうことで一つの民主的な原則があつて、それ以下は違法だといふ考へ方もあります。上の方はまさに国選弁護といへども弁護士の事件に注ぐ力、手間、時間、あらゆるものを含めて私選弁護より輕易にやつてよろしいなどというところは職務上あり得ないものであつて、全力投球することはそれ自体当然でありまふから、資格を有する弁護士の弁護活動として、職務活動としては国選私選を問わないわけですから、一面から言えば私選弁護人の報酬とそう格差があつてはならぬというやうな上の方の問題もある。こういうやうなところでどこに線を引いてどこに理想を位置づけていくかという、その問題をやはり考究する必要があるわけですね。

ですから、それを考へる上では日弁連の要望も十分にしんじやくし、そして報酬規定も考へ、同時に実態も考へるという、そこらを勘案してできるだけ実情に見合つて国選弁護の機能を十分に阻害しない、そして弁護士の社会的職務活動を保障し得る最低限のものは裁判所としても十分に考へていくという考へ方は当然持たなくてはならぬのではないかと私は思つてゐるんですが、そこらあたりはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 仰せのとおりでごさいます。私どももそういうことから努力してゐるつもりでごさいます。ただ、今予算単価で申し上げましたが、これはもう長年の慣行で地裁三開廷、二開廷ということできてゐるわけでごさいます。最近ではなるべく三回だからというのではなくて、できれば弁護士もお忙しいうわけですから、一回で、あるいはせいぜい二回で審議を終えていただく。そのかわり報酬の方で

も考へさせていただくというところで現実いろいろと配慮をさしていただいて、何とか実質的な十分な手当をというやうな努力はしてゐるところでごさいます。

○橋本教君 考へ方として今の現状で十分だといふことにはならないといふことは、これは今の現状でよいとは思つていらつしやらない、やつぱり引き上げる努力はすべきだといふやうにお考へになつていらつしやることはこれは間違いないわけでしょう。その点もう一遍ちよつと確認しておきます。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 厳しい財政事情のもとでごさいますけれども、私どもとしてはなお一層努力していきたいといふやうに考へております。

○橋本教君 そこで局長、実態はどうかという先ほどのお話がありましたが、これは日弁連と協議をしていただきますと資料は幾らでもあると思うのです。例えば私が手元にあります日弁連の資料で見ますと、地方裁判所の刑事事件で手数料、謝金を見ますと、十萬圓以上十五萬圓未満のものが三・七八%、それから十五萬圓以上二十萬圓未満のものは二・七九%、つまり二つ合わせますと六・〇%ですから大体地方裁判所の刑事事件は十萬圓から二十萬圓までというのが圧倒的に多いという実情があるわけですね。これが実情だといふことは考へられます。ですから、こういう実情から見ても低いといふことは、これはもう程度の問題は別としても五萬圓といふのは余りに低いといふことは言えるわけですね。

そこで、この引き上げということが毎年日弁連から要望されておられるわけですが、この国選弁護人の報酬規定というものは弁護士会との協議、そういうことではなくて、言つてみれば一つの裁判として行われるといふやうな関係がありますから、裁判所が独自に基準をお決めになるわけではしやう。それはそうだけれども、日弁連からの強い要望も毎年あることだし、裁判所の国選弁護人の報酬規定の決め方についても予算その他の問題が

も、いやしくも弁護士の職務の遂行を困難ならしめるやうな、弁護士の事務所の継続を危うくせしめるやうなやうな低廉な国選弁護料の決定、官選弁護料の決定というものは、それは違法だとするやうな原則がアメリカの裁判例でもあるといふやうに聞いているので。

それがどの程度かは問題として、下の方はそういうことで一つの民主的な原則があつて、それ以下は違法だといふ考へ方もあります。上の方はまさに国選弁護といへども弁護士の事件に注ぐ力、手間、時間、あらゆるものを含めて私選弁護より輕易にやつてよろしいなどというところは職務上あり得ないものであつて、全力投球することはそれ自体当然でありまふから、資格を有する弁護士の弁護活動として、職務活動としては国選私選を問わないわけですから、一面から言えば私選弁護人の報酬とそう格差があつてはならぬというやうな上の方の問題もある。こういうやうなところでどこに線を引いてどこに理想を位置づけていくかという、その問題をやはり考究する必要があるわけですね。

ですから、それを考へる上では日弁連の要望も十分にしんじやくし、そして報酬規定も考へ、同時に実態も考へるという、そこらを勘案してできるだけ実情に見合つて国選弁護の機能を十分に阻害しない、そして弁護士の社会的職務活動を保障し得る最低限のものは裁判所としても十分に考へていくという考へ方は当然持たなくてはならぬのではないかと私は思つてゐるんですが、そこらあたりはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 仰せのとおりでごさいます。私どももそういうことから努力してゐるつもりでごさいます。ただ、今予算単価で申し上げましたが、これはもう長年の慣行で地裁三開廷、二開廷ということできてゐるわけでごさいます。最近ではなるべく三回だからというのではなくて、できれば弁護士もお忙しいうわけですから、一回で、あるいはせいぜい二回で審議を終えていただく。そのかわり報酬の方で

ありますが、引き上げねばならぬという方向づけははっきりしているものであつて、積極的に日弁連との協議を詰めていかれましたならば、今局長がおっしゃった知りた実情もほとんど出てくると思うのですが、これからこの引き上げについて日弁連と必要に応じて一層の協議を進めていたいただきたいと希望するのですが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 予算の編成時期になりますと、弁護士会の担当の役員の方もおいでになつて、いろいろ実情などもお話しになるといふようなことでございますので、今後ともそういう機会をつくつていくつもりであります。

○橋本敦君 この予算の問題については大臣にも特段の御尽力を私はお願いしたいと思つたのですが、今お聞きのように国選弁護人の報酬というのは裁判所がお決めになりますから、いわば弁護士の意見抜きに一方的に裁判を受けるようなものなんです。決められたその額に不服を抗告をして取り消して新たな給付をというの、そういうことが法律上もできない。私選弁護の場合はそれなりに付いた実費、膳費用、交通費も含め、そして謝金も含め依頼者と協議をして、相談をして決めるという手続があるのですが、まさにお仕着せになつてゐる。しかしそういう国選弁護が数からいっても、刑事裁判制度の中で占める比率からいっても、先ほどお話しのように簡裁ではもう八〇%を占めるという、そういう実情のもとにあるわけですから、だから弁護士もかなり多くの労力をこれに割いて、今の刑事司法制度の一翼を担つて頑張つておるわけでありませう。

そういうことの中で現在の実情は日弁連の報酬規定の五分の程度ということ、どの程度がいかかは別として、余りにも低いことだけははっきりしておりまして、裁判所も今後要望に応じてこれの増額には予算を含めて努力するとおっしゃつていただいておりますが、こういうことについて予算の問題となれば大臣にも側面から積極的な御援助をお願いして国選弁護制度の健全な発展

にひとつ力をおかしたいということ、これを強く要望するわけでありませうが、いかがでしょう。

○國務大臣(嶋崎均君) 何しろ最高裁の關係でやられる予算のことでございませうので、私の方から余りとかやく言うべき筋合いではないと思つたのでございませう。しかし過去の経緯等から見まして、説明にありましたように昔と随分違つたような形になつてゐる。しかし基本的なところは、やはり世の中もどんどん変わつておるのかもしれないけれども、どうも国選とその他の場合との格差の開き方というのは、ちよつと極端な姿になり過ぎているような感じも実はするわけでございます。

その場合にどちらの方がどちらの方に整理するのかよくわかりませんけれども、今お聞きした内容等から考えまして、また的確な国選弁護人の活躍というものを御期待をするという意味でも、できる限りの配慮をしていかなければならぬのじゃないかというふうにも思つております。

○橋本敦君 終わります。

○柳澤鐵造君 この種の問題は私は素人なので、余り専門的なことはわかりませんので、初歩的なことを若干お聞きをしてまいりたいと思つたので

刑事訴訟法の三十八条一項で「法律の規定に基いて裁判所又は裁判長が附すべき弁護人は、弁護士のなかからこれを選任しなければならぬ。」とあるわけなんです。この国選弁護人の選任というのはどのような方法で行われるのでしょうかというところがまず第一です。それから、その場合に断ることができるといふのかどうか、そのこともあわせてお答えをいただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 裁判所は公訴の提起、要するに起訴でございませうが、あつた場合に、被告人に弁護人が選任されていらないというときは遅滞なく被告人に対して起訴状の謄本とともに弁護人選任照会書というものを送りまして、必要の弁護事件というのがございませうが、これについては弁護人を選任するかどうか、その他の事件につきましては国選弁護人の選任を請求す

るかとかということを確認するわけでございます。

そして、その照会書には回答書というのがついておりまして、その回答書を返してもらうということになるわけでございます。その照会書に對しては被告人から、いろいろこちらでもう書いてありまして、そこに丸をつけたり、あるいは理由と

いうのは別な理由があればそこに書くというやうなことになるわけでございますが、そういうもので、被告人が貧困その他の事由によつてみずから弁護人を選任することができない、国選弁護人を選任してほしいというやうなことが、欄があつてそこに記載があるということになりますと、裁判所は国選弁護人の選任の手続をとるわけ

でございます。そのほかに、必要の弁護事件というのがございませうが、これにつきましては、回答があるやうなところと、要するに被告人に弁護人が選任されていらないという場合には、やはり選任の手続をとる。そのほかに被告人が未成年者であるとか、あるいは弁護人なしで十分な防衛活動ができないやうなやうに認める事件についても弁護人選任の手続をとるわけでございます。

この弁護人の選任の手続といひますのは、裁判所の方から弁護士会の方に弁護人の推薦の依頼をするわけでございます。これは裁判所が直接法的には選任しても構わないわけでございますが、これは昭和二十三年でございませうが、最高裁と日本弁護士連合会との間で協議をいたしまして、これは裁判所の方から依頼をしたら弁護士会の方で推薦するといふやうな扱いになつてゐるわけでございます。

この各弁護士会の方に裁判所から推薦の依頼をいたしまして、それぞれの弁護士会で人選をなさるわけでございます。私もその弁護士会の中での会則の詳細は承知しておりませんが、それぞれこの国選弁護に関する規則と申しますが、そういうものを設けていらっしゃるやうでございます。私どもの承知してゐるところでは、多くは国選

弁護人を受けたいという希望をなさる弁護士さんが申し出ておられて、そういう方の名簿が大体できておりまして、その名簿の中から大体順序立てて順次推薦をしていくといふやうな扱いが多いやうでございます。それが裁判所に、この事件についてはこの人を推薦するといふことで回答が返つてまいりますと、裁判所もしくは裁判長がその弁護人を国選弁護人に選任するということになるわけでございます。

それで、弁護士さんが国選を辞退することができるといふことですが、その事前の推薦を受ける段階であらかじめ希望をしないといふことになつてゐますと、何か名簿に載せないで、もう国選は割り当てないといふやうな運用がなされてゐるやうに聞いております。また、名簿には記載してありますけれども、その場合に、いや自分は今は困るんだとかいふやうなことがあれば、その場合にはまたそれを聞き入れる。しかし、あるいは何か会によつては、そういう場合でもその正当な理由を書かなければいけないんだといふ厳しい扱いをしておられるとか、何かいろいろあるやうでございますが、いずれにしましてもそういうことになつております。

○柳澤鐵造君 そうすると、裁判所の方から弁護士会の方に依頼が行つて、弁護士会の中が名簿に登載されている者の中から本人に言つて、それで本人が受けますといふことで出てくるわけですね。そうすると、本人が知らないのに国選弁護人になることはまずないと判断してよろしいと思つていただいても、今度はそういう国選弁護人になつてやつておつて、どうもぐあいが悪いといふか、何といふんですか、気が進まぬといふか、そういうときの辞任といふか、やめる場合のことなんです。国選弁護人といふのは正当な理由がある場合には裁判長に対して辞任の申し出ができるんだ、また裁判長も正当な理由があると認めた場合は解任命令を出さなければならぬといふやうになつてゐるんですが、そのこの正当な理由といふところは、今度はどういふものなのかといふこ

とをお聞きしたいんですけれども。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) この正当な理由といふのは、先ほど寺田委員の際にもちよつと申し上げましたが、今までの裁判例等によりますと、要するに国選弁護人としてその職責を遂行するのがまことに困難だといふ、やむを得ないといふような事情がある場合といふように判例なんかは言っているようにございまして、その例えは具体的な場合といふのは、弁護人が被告人からあるいはその受けるおそれから暴行、脅迫を受けた、あるいはその受けるおそれが現実のものであるといふような場合を例に引いているようにございまして、そのほかにも例えは弁護人が病気でありますとか、長期の旅行であるとか、あるいはその後から委任者と自分が特定の関係があつてこれはまづいといふようなこと、そういうような例がいろいろ挙げられているところだと思ひます。

○柳澤鎌造君 裁判といふのは、起訴している検事の方と弁護士の方と両方ないといふ裁判はできないでしよう。その点はどうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 必要の弁護事件といふのがございまして、比較的軽い事件でございまして、これは弁護人がなければ開廷することができないといふふうになっておりますが、あるいはそのほかには、例えは心身の状況、あるいは若年であるとかいふような場合にもまた弁護人がなければいけないといふのがありますが、そういうものでない事件につきましては必ずしも弁護人がなくても審理はできるといふことになつております。

○柳澤鎌造君 この場合はこれはどういふ解釈したらよろしいんですか。昭和四十四年四月二十八日の沖繩デリーの事件、この東京地裁の判決の文書を見ますと、「被告人らが自らの責に帰すべき事由により、国選弁護人の選任またはその保護を受ける機会を失つた場合には、憲法および刑法が保障している、国選弁護人の選任を受ける権利を放棄したものであつて、その責に帰すべき事由が消滅しないかぎり、国は国選弁護人を附す義務を負わなければならない」と解する、いわゆる被告人たちが国選弁護人に、その弁護活動に対して誹謗したり罵倒したりした発言をして、あまつさへ暴力行為をしたといふことで、弁護人が辞任を申し出て、それを裁判長が認めて解任をした。そして、そのまゝその弁護人はつけないでもよろしいのだといふことをこの東京地裁は言っているのだと思ひますが、その辺はどうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 刑事訴訟法の三十六条でございまして、ここに国選弁護人についての規定がございまして、これは「被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。」、この規定しているわけでございまして。先ほど申し上げましたように、弁護人がなければ開廷できないといふ事件がございまして、それ以外の事件でありまして、被告人から弁護人をつけてくれといふ請求がありますと、これはここにありまして「貧困その他の事由」といふことで、貧困の場合には当然でございまして、「その他の事由」、これはいろいろ解釈もあるようでございまして、とにかくそういう理由があつて請求があつた場合には裁判所は国選弁護人をつける義務を負つてゐるわけでございまして。先ほど選任照会のところでもちよつと申し上げましたが、被告人が弁護人は要りませんといふような場合で、それでもいいだろうといふような事件にはつけないで済むわけでございまして。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 刑事訴訟法の三十六条でございまして、ここに国選弁護人についての規定がございまして、これは「被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。」、この規定しているわけでございまして。先ほど申し上げましたように、弁護人がなければ開廷できないといふ事件がございまして、それ以外の事件でありまして、被告人から弁護人をつけてくれといふ請求がありますと、これはここにありまして「貧困その他の事由」といふことで、貧困の場合には当然でございまして、「その他の事由」、これはいろいろ解釈もあるようでございまして、とにかくそういう理由があつて請求があつた場合には裁判所は国選弁護人をつける義務を負つてゐるわけでございまして。先ほど選任照会のところでもちよつと申し上げましたが、被告人が弁護人は要りませんといふような場合で、それでもいいだろうといふような事件にはつけないで済むわけでございまして。

○政府委員(寛榮一君) まず第一のこれまでの事例でございまして、これから法律が施行された場合に適用されるであろう国選弁護人につきまして過去の被害の例は、先ほど申し上げましたように昭和五十三年ごろの一件だけでございまして。それから、証人等の被害について、従来、このもとでございまして証人等の被害についての法律施行以来の例は五件、昭和三十六年が二件、昭和三十一年一件、四十四年一件、五十八年一件といふ五件でございまして。その五件の内容につきましては、先ほど申し上げましたように証言を恨んで服役した後で行つて刺殺したといふようなものでございまして、最近の例では、昭和五十八年の二月に仙台高裁の法廷で、証人である被害者が証言中に、おりました被告人が手で顔面を殴つたといふことでございまして。その他同種、まあ似たような事例で過去五件が発生しておるわけでございまして。

○柳澤鎌造君 警察官とか何とかいふよりも、私が聞きたいのは、民間の場合には労災があるでしょう。労災保険の補償、あれと比較して高いのか安いのか同じにしてあるのかといふ、その方をお答えいただければ、それでどう判断つくわ

けですから、それをお答えいただきたい。

それから、ついでにもう一つこの機会にお聞きしておきたいのは、国選弁護人というもののふだん弁護しているその報酬というものが、普通の一般の私選と比べて、被告人が自分で選んだのと比べて恐らく安いと思うんです。だから、その辺がどういふところを基礎にして報酬額を決めているのか。それから、やはり一般の場合と同じ程度にある程度額を上げなければいけないのじやないかと思うんですけれども、これ見てもよくわからないけれども、その辺はどうなんですか。

○政府委員(寛榮一君) 要するに給付基礎額を定めましてそれに倍率を定めるといふことでございす。片や国家公務員災害補償法あるいは労働者災害補償保険法、これは当該公務員または労働者の過去三ヶ月間の平均給与を基礎としておるわけでございす。それで、こちらの法律の場合には現行では六千四百円が基礎でございまして、一万三百円まで場合によつてこれを上げる「ことが出来る」となつておりますから、したがひまして公務員の場合あるいは労働者災害補償保険法の場合と比べますと多いこともあり少ないこともあるといふことにならうかと思ひます。ただ、負傷等の倍率でございすますが、倍率は同様の倍率を採用いたしております。

○最高裁判所長官代理者(小野幹雄君) 国選弁護人の報酬でございすますが、今から十年前の昭和五十一年、これは地方裁判所の三開廷の基準といふことで申し上げますと、その当時は二万五千六百円でございまして、それが五十五年には四万九百円、年々改定してございまして、五十八年だけは公務員のベースアップも据え置かれたというやうなことで改定でございまして、その後もずっと上げてございまして、六十年は五万三千三百円、約倍近くまでいったといふことでございす。

私選弁護人との比較でございすますが、これは先ほどもちよつと申し上げたところでございすますが、昭和四十八年までは日弁連の基準額が二万円であつたわけにございまして、當時はたしか国選

の方は一万四千九百円で、一万六千四百円の値上げを考へて非常に接近を圖つていたわけにございす。ところが四十八年でございすますが、六万円になった。それからその二年後の五十年にはさらに単独十五万、合議二十万といふことでまた三倍近く上がった。それからたしか五十八年でございまして九年でございましてさらに約一・五倍の改定があつたといふことでございす。

四十六、七年當時には何とか私選と接近したいといふことで努力を重ねておつたわけにございす。一躍三倍といふやうなことになるやうなことも、国家財政上今までの経緯もありまして到底そういうことは困難であるといふやうなことになるやうなことで二けた台の要求をいたしまして、そういうことで入れていただいたといふこともあるわけにございす。昨今は非常に国家の財政事情も厳しいといふやうなこともございまして、しかし弁護士会から何とか十萬ぐらひにしてくれといふ強い御要望もございす。そういうやうな御要望、あるいは国選弁護の重要性といふやうなことも考慮いたしまして、また、あるいは国家公務員の給与の改善率といふやうなことも考慮いたしまして、どんなに困つても何とか国家公務員の給与改善率よりは上回つてほしいといふことで、財政当局の御理解も得まして、大体最近この厳しい中でも国家公務員の給与改善率の一分は上回つていただくやうなところで何とかやつていふこととでございす。

○中山千夏君 初めにちよつと矯正局の方にお伺いをしたいと思ひますが、お着きになつて早々申しわけありませんが、八四年の六月に新潟刑務所で不審死が相次いだといふ事件がありました。その後、この件に關しましては新潟刑務所の方で適切な対応をなすつて、死因についてもいゝゆるボツクリ病だつたといふ結論が outcome として一応の解決を見たといふことを伺つていす。

ところで、この件は新潟刑務所の受刑者である男性、仮にA氏としますが、この方が弁護士会の人権擁護委員会に不審な死が相次いでいるといふことについて調査申し立てをしたことから世の中に知られるところとなつたわけにございす。私も七月末ごろでしたが、この委員会がこの件を取り上げました。ところで、その翌月の八月にそのA氏が突然独居拘禁を言ひ渡されたといふことを聞いたんです。このA氏といふ人は入所以来二年間にわたつて無事故で大成成績がよろしくて、當時は二級者として雑居房にいたといふことなんです。が、八月になつて突然独居拘禁の処遇を受けた。これは十日で解けたんですけれども、その後三級に落とされて無事故証は剥奪され、面会、信書は月に二回に減つたし、毛布も薄いものにかえられて、賞与金は月五千円あつたものが千円台になつていふといふ、これは懲罰の結果だと思ふんですけれども、これはどういふわけなんですか。

○政府委員(石山陽君) 今のAさんといふ人の名前でも、これは私の調査で恐らく間違いないと思ひますので、Aさんのままで一応お答えさせていただきます。人違ひがないことを祈つておりますけれども。

この人は今委員御指摘のとおり新潟刑務所で現在服役中でございす。問題は今おっしゃいましたやうに、本件について外部の弁護士会等を通じて人権擁護の見地から申し立てをしようとしたら懲罰的にこゝういふ処遇を受けた、こゝういふ点でいろいろ御批判をお持ちになるかもしれせんが、実はボツクリ病事件につきましては、あの御報告申し上げましたとおり、私どもはあの四件の連続的なボツクリ病を非常に事態として重視いたしまして、そのうち最後の一例だけは病理解剖を遺族に承諾していただいたといふことがございまして、そのので、その病理解剖につきましては地元の大法院にお伺いをいたしまして十二分に調査をお願いし、外部所見以外の病理学的な組織検査も十分やつてほしいといふことでそのお答えを待つておつたわけにございす。

一方、この間にたゞいま仰せのごとく、収容者の方からの申し立てによりまして新潟県の弁護士

会の方から人権調査、そゝういふものについて調査をいたしたいといふお申し入れも実は口頭でございまして、それからほかの弁護士さん、東京で御開業中の弁護士さんですが、この本人はかつて過激派として爆破事件を起こした際の弁護士さん、この方からも面接の希望がございまして。

ところで、こゝういふ事件が起きた場合に私どもは組織内でまず徹底的な原因追求をいたします。そこで、実はこの問題につきまして衆議院で私に御質問がございしました際にも、すぐ外部の第三者等を入れて、例えば弁護士会の調査等をまつて原因を徹底的に究明したかどうか、所内のいゝゆる勤務体制、処遇の問題等が原因になつてボツクリ病が続いていふといふことがあつてはゆゆしい問題であるからと、こゝういふ御質問をちよつといたしましたのであります。その際私があえて申し上げたのは、現在病理学的原因を十分追求中でありますから、それが済むまではちよつと第三者が急に來られて御調査になるといふことも核心をついた調査ができないだらうから、しばらくお待ちいただきたいといふ趣旨のことを御答弁申し上げたわけにございす。

そこで結果的に申し上げますと、最終の結果わかりましたのは昨年の十一月でございまして、それをまた御答弁その他の関係で衆議院で申し上げたこともございす。その結果、医学の見地から見ても、病理学、組織的な検査から見ても、これはいゝゆる壮年男子突然死症候群、いゝゆるボツクリ病であるといふことが解明できた次第であります。

今の仰せのお話といふのは、実はその間に起きた出来事でありまして、収容されておるAといふ人はもちろん舎房を異にしてございす。ボツクリ病自身の目撃者でもございせんし、もちろんみずからボツクリ病で罹患したといふ立場でもございせんが、その風評を所内で聞きつけまして外部の弁護士さんにこゝういふことの連絡の発信をいたしました。これを大々的な闘争として新潟刑務所に対する対監獄闘争としてぜひ実施しては

しい、こういう実は申し入れがあったわけであり
ます。

私どもといたしますれば、施設の維持管理ある
いは規律秩序の維持から見まして、こういうポツ
クリ病が続いて、所内に入っておりまして被収容者
が非常に動揺するという時期に、こういった外部
の圧力、まあ圧力という言い方は大変失礼でござ
います、外部のいろいろな方々の調査も含めて、
この問題を政治的に大げさに所内という問題につ
いて対外的にいわれる対監獄闘争を展開されるこ
ういうのは非常に困るといことがございまして
ので、当初の段階におきましては、これらについ
て直接人権擁護の關係から、自分の審判事件とし
て申告されるなら別であります、それ以外で
一般的に目的で来られるものについては面会は控
えてもらいたいということから、信書の発受ある
いは面会について制限した、この事実は確かにこ
ざいました。

この關係は今どうなっているかと申し上げます
ると、その後、昨年の九月段階でございしますが、そ
ろそろ病理学検査がつきり出てくる直前になり
まして、本人みずから自分の方の審判事件という
形で新潟弁護士会に人権擁護救済の申し立てを正
式にいたしました。それと同時に、民事訴訟を起
こしたいということでありましたので、そのため
の訴訟依頼の弁護士であればこれはお会いせしな
いわけにいかぬということで、この際に面会を許
可いたしました。その後引き続き訴訟準備等のた
めに現在面会が行われております。それからその
關係の発信も全部認めております。

今委員御指摘のような事情というのは、その間
においてそういうことがあつては困るという私ど
もの所内の規律秩序維持あるいは管理運営上の問
題点から、このままほつておきますと、本人が
いわゆる一般被収容者に対して、例えば雑居
にあつたとするなら雑居の同房者、工場に出役す
るとすれば工場の出役者間に対監獄闘争の呼びか
けをなされては非常に困るというような観点か
ら、私どもでは昨年の八月二十日に、昼夜独居拘

禁処遇といひまして、いわば一般の収容者から隔
離する収容処遇に切りかえたわけであつてございま
し、これは私どもといたしましてはまことにやむ
を得ざる仕儀でこのような処遇が行われたと、こ
ういう経緯であるといふことでございます。

○中山千夏君 きようは法案に直接關係が結びつ
きが遠いし、それから時間もありませんので詳し
いことには入りませんけれども、今のお話を伺い
ますと、私が承知している話とは大分ずれがある
わけなんです。

それはいわゆる事件が起きて、そのころの刑務
所内での医療体制などについてもお話にそこがあ
る。それはどちらが本当かといふようなことは私
は判断する立場じゃないんで、それは別のことな
んですが、私が常々思いますのは、こういう問題、
何か事実關係にしてもそうですが、御答弁いただ
きますと、どうも被収容者の側の意見、話、申し立
て、そういうものを勘案したと思われような
答弁といふのは聞いたことがないです。大抵
の場合、刑務所側のお話をそのまましてござい
る。それはもちろんそういうお立場で、それから
信賴關係で仕事をしたいらっしゃるのだから当然
のこととは思いますが、国側といふのは大
変力が強いものですから、だからなかなか囚人と
いふのは物も言にくいだろうし、しかしもう一
方別の観点から考えてみますと、立派な方々が行
政に当たつておられても、やっぱり人間ですから
間違ひがあつたり、それから考え違ひがあつたり
といふことはあると思ふんです。それを一番身近
で見られるのは収容されている人たちだと思ふん
です。ですから、そういう人たちの意見といふ
ものはやっぱり度量を広く、なるべく盛んに言っ
てもらつて、そしてそれをも十分勘案して、それか
ら第三者である弁護士会のような方たち、それい
う方たちも困ることもおありでしょうけれども、そ
ういふ方たちの意見といふのも大変大切だろう
と思ふんです。

から信用できないといふようなことではなくて、
やはり十分に意見を言つてもらつてそれを聞いて
し、それからこれからの行政を高めていく肥や
しにぜひ使つてもらいたいといふのが私の要望な
んです。いかがでしょうか。

○政府委員(石山陽吉) 委員の仰せは、その点に
おきましては全く私も異存ございせん。

ただ、えてして密室の中の監獄行政であるので
何が行われているかといふ意味で、ある意味で社
会の方々のいろいろな御関心もおありにならしまし
うし、またそういうものに対する唯一の連絡方法で
あります接見交通権の運用としての信書あるいは
面会、こういう機会に、まあこういうことを言う
のは大変失礼なのでございしますが、えてして被収
容者はそれなりにいろいろな不満ございまして、
日本の場合にはそんな立派な施設に入れて、うんと
いふ食事をさせてやられるといふほど財政的に余
裕がございせんから、ただ、そういうものが外
へ伝わりますとき、どうしても、えてして誇張さ
れるといふような現状があります。その誇張をま
ことにそのままに受け取られまして、これが監獄
の実態である、行政であるといふことになりまし
ると、不当に私どもとしまして苦勞している職
員たちの士氣を損なう。この辺がありますので、
私の答弁の基調は多少御理解を願ひたい。私ども
は私どもなりに苦勞があるんだといふ点を強調せ
ざるを得ないわけでありまして。

しかしながら、社会の御批判は御批判、これは
謙虚に受けとめる気持ちには私ども決してないわ
けではございせんので、そういう点につきまして
ちゃんとした手続を踏まれました外部に対する訴
えでありますとか、あるいは訴訟、こつぱつた
ものはいつでも接見交通権を阻害したこともござ
いせんし、その結果、例えば裁判あるいは国民
運動に対する御批判として受けとめなければいか
ぬものは受けとめたいといふふうに考えておりま
すので、そのような御懸念のないように今後とも
努める所存であります。

○中山千夏君 ぜひそうしてください。でも、国
といふものは割と確固として強いですから、少々
わいわい言つたつて揺るぐようなものじゃないで
すから、その辺職員の方の士氣といふ問題は確か
にあると思ひます。その士氣とか、職員の方たち
がむしろ士氣を持って、度量を広くして、余裕を
持つて収容者に当たつていただけた方が私もいい
だろうと思ふんです。だから、それはそれとして、
またいろいろ工夫していただきたいと思ひます
が、その件はこれで結構です。どうもありがとうございます。

それで、法案の方の問題についてちよつとお伺
いをしたいんですが、まず弁護人の方の職
務、つまりこの法案が適用される場合の職務の範
圍なんですかけれども、これ先ほどの御審議の
中で大分わかつてきたんですが、先ほどのお話で
すと、職務遂行と事件の因果關係、これが認めら
れれば弁護士さんの場合は被害の場所は問わな
いといふことでしたね。そうしますと、例えば具体
的な話になるんですが、弁護士さんがその事件に
ついて裁判の支度をしますが、裁判の準備をするとい
うのでお家で書類をつくつたりしていらした、そ
うすると、そこへあらわれて、そして被害を加え
られたといふ場合にはどうなるのですか。

○政府委員(寛榮一君) 自宅であるかどうかは場
所的には關係ないわけではございしますが、要はや
つてきて害を加えた人間がなぜ害を加えたかとい
う、その弁護士が、何といひますか、前の法廷でこ
ういふことをやつておつた、だからけしからぬと
言つて、それを理由にして害を加えたといふ場合
になるわけではございせん。その場合には別に訴訟
に關する書類を見ないでいいわけであらう
かと思ひます。

○中山千夏君 今度、証人、参考人の方なんです
けれども、証人や参考人として出頭しようとした
その出頭するために、例えば隣に自分の子供を留
守の間預けていくために出たとか、それから、あ
るいは留守を頼みに行つたとか、出頭しようとい
うことのために何かをする。直接ではないけれど
も何かをするといふことはあると思ふんです。

そのときに隣に子供を預けに行く途中に被害を受けた。つまりその出頭をすることについての何事かを行って、出頭するということがなければならぬことをすることはなかつたんだけれども出頭しなければならぬためにあることをした、そのことの最中に被害を受けたという場合はだめなんだろう。

○政府委員(寛榮一君) 出頭しようとしたことによつて害を受けたかどうかという判断につきましては、先ほど寺田委員等の御質問でいろいろ論議があつたわけでございしますが、家にいたときはだめで外へ出ればいいか、あるいはその外へ出たのが裁判所へ真つすぐ向かつていたのか、あるいは隣へ子供を預けに行くという場合、それはもう具体的ケースで判断されるべきことだろうと思ひます。やはり出頭しようとする行為がそこで被告人の行動として認められていれば、今のように出頭するために子供を預けるというの、その出頭しようとしたという意思のあらわれと見られる場合もあるかと思ひます。そういう場合であれば事件の対象になり得る場合があるかと思ひます。

○中山千夏君 それから第六条のことなんです、これは給付の範囲、金額、支給の方法なんかについて第六条で「政令で定める。」としてあります。この政令で定めるについては、またこれが警察官の職務に協力援助した者の災害給付の法律の關係の事項を参酌するといふふうになっていまして、この警察官の職務に協力援助した者の云々法の方は、さらに国家公務員災害補償法のそういう關係の「規定を参しやくして政令で定める。」、こういうことになっていましてね。警察官の職務の方のものは法律で定められてあるんですが、この方になりますと法律をもとに参酌して定めた政令をもとに、また政令で定めるといふ形になっていまして、これ非常に活用されるというふうではないにしても、国民の権利に関するものだから、きちんと法律内でこの事項を定めるとか、それからせめて大もとの方を参酌するとかというふうな形ならまだわかるんですが、どうしてこれ法律の中

できちんと定めるといふふうになっていないんでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) 政令で定める一番基本的な事項は給付の基礎額の算定でございまして。これは結局必要に応じて毎年、あるいはときに一年あつかひもありませんが、次々に改正して、いわば増額をして現在に至つておるわけでございまして。そういうふうな時々刻々変わるという事柄が中心的内容になりますので、法律に書いておいて一々また法律改正というのではなく、いわば何とないまま、機械的に定められている事柄でありますので、これは政令で定めるといふところへ落とした、まあ落としたというと語弊がございしますが、政令段階の方でいいのではないかと。ただし、こういう場合に給付をしどうする場合に制限するといふような基本的な事柄は、これはあくまでも法律で書くべき事柄であると思ひますし、現に法律に書いてあるところであると思つております。

○中山千夏君 素人目で見ますと、何か孫引きみたいな感じがするもので、どうも何かちよつと軽く扱つてあるような感じがしないでもないんですけれども、そういうわけではないんですか。それから、法律扱うときにもこんな孫引きみたいになつていたら、なれた方はいいかもしれないけれども、法律としてある場合にもややこしいなという感じがするんです。

○政府委員(寛榮一君) その辺は法律技術的な問題であらうかと思ひます。特にこれを軽んずるかというところではございせん、やはり今の給付基礎額につきましても金額はこの法律の政令に明記されるわけでございまして、その結果は明らかになるという意味で、法律には書いてございせんが、重要な事柄で政令で明記してありますので、特にこれを軽視したというふうには考へておりません。

○中山千夏君 さつきもちよつと職務の範囲と給付の場合で、そのお話を聞いたんですけれども、どうも証人、参考人の場合にはなかなか範囲が厳格でして、そこらあたりも非常に件数が少ないとい

ふことの原因にもなつてゐるのではないだろうかという気もするんですが、それに比べると弁護人の方は職務柄被害を受けた場所とか給付の要件なんかにしても割合納得できる範囲が証人や参考人に比べれば与えられてゐるというふうには思ふんです。それはやっぱり同じ法律の同じ条文に並んでゐると、すごくアンバランスだけれども、これアンバランスなのが普通であつて、実は国選といつても弁護人といふのは非常に受動的な証人や参考人とは全然立場が違うわけだから当然だろう、むしろそれを同じ法律の中に、同じ条文の中に入れてしまふのがすごくおかしい。国会なんかよく聞く言葉で言つと、この法律と国選弁護人といふものがなじまないといふんです。そういうなじまない感じがすごくするわけなんです。この法律の改正の趣旨自体、つまり国選弁護人の職務の遂行を円滑にするといふことはとても大切なことだと思ふんです。だけれども、先ほどからそういうお話も出ていますけれども、やっぱりこれは全然性質が違うものなんだから、別に法律をつくるとか、せめて違う章とか項とか、技術的なことわかりませんけれども、そういうふうに分けるべきものだったんじゃないかという気がするんです。

それで、先ほどの御答弁を聞いておりました、刑事司法に対する協力者という点で弁護人とそれから証人あるいは参考人は同一であるから、区別する理由がないから同じ法律につくつたんだというお話だったんですけれども、確かに国から見ればそうだと思うんです。だけれども、国民というふうな立場から見ますと、やっぱり証人や参考人と、それから国選であつても弁護人といふのは全然性格が違うもので、これを一緒にしたにせよちやうのはちよつと困るなという感じがするんです。やっぱり弁護人といふのは国民の権利を守るところで、どんな場面でもやっぱり普通のものとは一線を画したところにおいてもらわないと困る。だから、逆に言つと弁護士の会の方たちがこれを

納得されたといふところあたりが私はすごく何で納得なすつたのか不思議なところでもあるわけなんですけれども、こういうやり方をしたいといふと、具体的にあらわれたいか立場、それの持つてゐる独立性とか自主性とか積極性とか、そういうものをこの法律で何か消してしまふような感じがするんです。その辺のこと、例えば給付の金額とか、そういうことではなくて、弁護士といふものの立場という問題から三者会議なんかの中で単独立法にしようといふような話のときに御議論にはならなかつたのでしようか。

○政府委員(寛榮一君) まず、この法律で証人、参考人とそれから国選弁護人について狭いあるいは広いといふことで差があるという御指摘でございしますが、証人、参考人は出頭または供述といふことでございまして、国選弁護人は国選弁護人としての職務といふことで、それぞれを原因として、それと因果關係をもつて害を加えられたといふことで、事柄が違ひますから、具体的な発生した場合の解釈はそれぞれ違ひますけれども、基本的には同じふうに分けて別に差別があるといふふうには考へておりません。

それから性質が違うといふことでございしますが、今、中山委員御指摘のように、刑事司法に対して協力といふ点で共通でございまして。そして弁護人の場合でも特に国選といふことは国の方からお願ひをし、正当な理由がなければ辞任できないといふ形での協力、証人は出頭、供述を理由なく拒めばいろいろ措置があるわけでございまして。参考人についてはございせんけれども、いずれも刑事司法に対する協力を国から特に求められてゐるというところで、その円滑な運用を図りたいという趣旨では全く同じです。か同じであるといふことがこの法律の中へ国選弁護人を入れたという理由でございまして、もちろん弁護人といふものの、国選弁護人に限らず弁護人といふものの職業の社会的立場とか重要性とか、あるいは自主独立でなければならぬといふ点についてはもちろんそのとお

り認めるにやぶさかではございませぬけれども、その活動の中で国選弁護人という立場に立つて事を行う、それに対する補償、それを確保するためには補償をするという意味では証人、参考人と同じような性質を持つものではないか、その両者の差違については運用の中でできる限りの配慮が当然なされるであろうというふうに考えております。

三者協議の中で弁護士の独立性、自主性等を消すのではないかと議論があったかどうかという事でございしますが、特にそういう形での議論はございせんが、先ほど来申し上げておりますように、日弁連の主張では、やはり弁護士の性格にかんがみ単独の立法で補償の範囲、対象等も証人被害とは別にもう少し広げて規定するのが望ましいという強い主張は最後まででなされておったところでございします。

○中山千夏君 ありがとうございます。

○委員長(大川清幸君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大川清幸君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大川清幸君) 次に、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。嶋崎法務大臣。

○国務大臣(嶋崎均君) 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織の導入によるその処理の円滑化を図るための措置等につき必要な事項を定めようとするものでありまして、その要旨は、次のとおりであります。

第一に、法務大臣が指定する登記所においては、登記簿に記載されている事項を電子情報処理組織によって登記ファイルに記録し、何人でも登記

ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができるとするとともに、その書面は、他の法令の規定の適用については登記簿の謄本または抄本とみなすものとするとしております。

第二に、国は、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策を講じなければならないものとするとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いを申し上げる次第でございします。

○委員長(大川清幸君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次回は来たる十六日火曜日、午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後四時十二分散會

四月五日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、外国人登録法の改正に関する請願(第二四二四号)(第二四五三三号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)
- 二、外国人登録法の改正に関する請願(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)
- 三、外国人登録法の改正に関する請願(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)
- 四、外国人登録法の改正に関する請願(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)
- 五、外国人登録法の改正に関する請願(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)
- 六、外国人登録法の改正に関する請願(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)
- 七、外国人登録法の改正に関する請願(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)
- 八、外国人登録法の改正に関する請願(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)
- 九、外国人登録法の改正に関する請願(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)
- 十、外国人登録法の改正に関する請願(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)(第二四四四号)

第二四四四号 昭和六十年三月二十二日受理

外国人登録法の改正に関する請願

請願者 鹿児島県川内市冷水町四八五 安

永博文 外四百九十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二四五三三号 昭和六十年三月二十二日受理

外国人登録法の改正に関する請願

請願者 福岡県久留米市櫛原町一三二ノ一

野口芳昭 外四百九十七名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二四四四号 昭和六十年三月二十二日受理

外国人登録法の改正に関する請願

請願者 宮崎県一ノ五ノ八 岡本津満子

外四百九十四名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二四五五号 昭和六十年三月二十二日受理

外国人登録法の改正に関する請願

請願者 北海道滝川市新町一ノ一〇ノ二八

町井恵子 外百十五名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二四九五号 昭和六十年三月二十二日受理

外国人登録法の改正に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺東町三ノ二

二ノ一六ノ二〇九 深沢達也 外

四百九十七名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二四九八号 昭和六十年三月二十二日受理

外国人登録法の改正に関する請願

請願者 三重県津市桜橋三ノ四四六ノ二八

後藤ひとみ 外三百七十四名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

請願者 岩手県盛岡市肝川四ノ一〇ノ

二三四 仲崎卓美 外四百五十

九名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二四五五号 昭和六十年三月二十三日受理

外国人登録法の改正に関する請願

請願者 群馬県碓氷郡松井田町上増田九二

三ノ一 萩原豊彦 外四百八十九

名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二五四六号 昭和六十年三月二十三日受理

外国人登録法の改正に関する請願

請願者 千葉市本町一ノ一〇一七 松本忠

一 外四百四十七名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二五四七号 昭和六十年三月二十三日受理

外国人登録法の改正に関する請願

請願者 京都府舞鶴市伊佐津三一五 田中

治 外四百九十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二六〇二号 昭和六十年三月二十五日受理

外国人登録法の改正に関する請願

請願者 福岡県久留米市上津町六七ノ六

宮崎哲朗 外五百四十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二六〇三号 昭和六十年三月二十五日受理

外国人登録法の改正に関する請願

請願者 富山県茶屋新町五九ノ八六 上山

文作 外四百六十九名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二六〇四号 昭和六十年三月二十五日受理
外国人登録法の改正に関する請願
請願者 福岡県大川市向島二、四八一ノ一

石橋昭男 外四百四名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二六五四号 昭和六十年三月二十六日受理
外国人登録法の改正に関する請願
請願者 栃木県小山市中央町二ノ四ノ一九

飯沢典子 外七百八十四名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二六五九号 昭和六十年三月二十六日受理
外国人登録法の改正に関する請願
請願者 福岡市西区愛宕三ノ三ノ三三 高

田ナミ 外五百二十四名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二六七四号 昭和六十年三月二十六日受理
外国人登録法の改正に関する請願
請願者 東京都江戸川区西一之江三ノ三四

ノ三 丸山あき子 外五百四十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二六九六号 昭和六十年三月二十六日受理
外国人登録法の改正に関する請願
請願者 広島市東区牛田新町三ノ一九ノ三

四 古磯文男 外五百三十二名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二七一二号 昭和六十年三月二十七日受理
外国人登録法の改正に関する請願
請願者 北海道釧路市武佐一ノ三〇ノ六〇

横谷絢子 外五百三十九名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二八四五号 昭和六十年三月二十八日受理
外国人登録法の改正に関する請願
請願者 広島県福山市引野町六五四ノ六六

ノFノ一ノ六 吉名勝代 外四百九十九名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

第二八七六号 昭和六十年三月二十八日受理
外国人登録法の改正に関する請願
請願者 岐阜県中津川市新町四ノ一二 土

屋貞一 外五百九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二三六六号と同じである。

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月五日)

一、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案

昭和六十年四月二十二日印刷

昭和六十年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局